

第4章 地域の概況

事業計画地及びその周辺地域（以下「事業計画地周辺」という。）の概況を把握するため、既存資料の調査を実施した。

4-1. 社会的状況

4-1-1. 人口

交野市、四條畷市及び生駒市における人口及び世帯数の現況は表4-1.1に示すとおりである。また、過去5年間ににおける人口及び世帯数の推移は表4-1.2に示すとおりである。

表4-1.1 人口及び世帯数の現況

(平成23年10月1日現在)

市	世帯数 (世帯)	人口(人)			人口密度 (人/km ²)	面積 (km ²)
		総数	男	女		
交野市	28,668	77,440	37,327	40,113	3,031	25.55
四條畷市	21,980	57,488	28,137	29,351	3,068	18.74
生駒市	47,262	118,974	56,580	62,394	2,237.2	53.18

出典：「平成23年度 大阪府統計年鑑」(平成24年、大阪府)

「平成23年度 奈良県統計年鑑」(平成24年、奈良県)

表4-1.2 人口及び世帯数の推移

(各年10月1日現在)

市	項目	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
交野市	人口(人)	77,633	77,608	77,719	77,686	77,440
	世帯数(世帯)	27,736	27,921	28,284	28,488	28,668
四條畷市	人口(人)	57,328	57,526	57,515	57,554	57,488
	世帯数(世帯)	21,551	21,677	21,661	21,726	21,980
生駒市	人口(人)	115,046	115,882	116,885	118,113	118,974
	世帯数(世帯)	44,059	44,865	45,846	46,478	47,262

出典：「平成23年度 大阪府統計年鑑」(平成24年、大阪府)

「奈良県人口の推移と人口移動状況」(奈良県ホームページ)より作成

4-1-2. 産業

産業別事業所数及び従業者数は、表4-1.3に示すとおりであり、事業所数は、交野市約2,100、四條畷市約2,000、生駒市約3,000であり、従業者数は、交野市約21,000人、四條畷市約15,000人、生駒市約29,000人となっている。産業別では第三次産業の占める割合が多く、第三次産業の事業所の割合は、各市とも80%以上であり、第三次産業の従業者の割合は、交野市約76%、四條畷市約80%、生駒市約85%である。

表4-1.3 産業別事業所数及び従業者数

(平成21年7月1日現在)

項目		事業所数			従業者数(人)		
		交野市	四條畷市	生駒市	交野市	四條畷市	生駒市
第一次産業	農業, 林業	3	5	4	14	37	31
	漁業	—	—	—	—	—	—
	小計	3	5	4	14	37	31
第二次産業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—	—	—
	建設業	218	195	197	1,358	1,140	1,251
	製造業	196	171	224	3,644	1,916	2,971
	小計	414	366	421	5,002	3,056	4,222
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	10	40	35	103
	情報通信業	20	14	36	58	135	327
	運輸業, 郵便業	35	41	39	1,013	824	1,329
	卸売業, 小売業	488	463	742	4,089	3,030	6,936
	金融業, 保険業	26	17	42	311	194	452
	不動産業, 物品賃貸業	153	252	275	448	603	824
	学術研究, 専門・ 技術サービス業	86	45	119	362	164	860
	宿泊業, 飲食サー ビス業	207	255	330	1,513	1,660	2,692
	生活関連サービ ス業, 娯楽業	204	191	271	1,199	808	1,170
	教育, 学習支援業	156	103	190	2,556	1,221	2,902
	医療, 福祉	180	141	299	2,939	2,513	4,979
	複合サービス事 業	11	8	15	114	73	122
	サービス業(他に分 類されないもの)	123	89	160	734	508	1,328
	公務(他に分類さ れるものを除く)	8	11	16	548	372	761
小計	1,698	1,634	2,544	15,924	12,140	24,785	
全産業合計	2,115	2,005	2,969	20,940	15,233	29,038	

出典：「平成21年経済センサス-基礎調査」(総務省ホームページ)より作成

(1) 農業

専業・兼業別農家数（販売農家：経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家）は、表4-1.4に示すとおりである。農家数合計は、交野市197戸、四條畷市78戸、生駒市313戸であり、そのうち第2種兼業農家がいずれの市でも最も多く、交野市で62.9%、四條畷市で73.1%、生駒市で83.1%を占めている。

表4-1.4 専業・兼業別農家数

(平成22年2月1日現在、単位：戸)

市	専業・兼業 農家数合計	専業農家	兼業農家	
			第1種 兼業農家	第2種 兼業農家
交野市	197	57 (28.9%)	16 (8.1%)	124 (62.9%)
四條畷市	78	14 (17.9%)	7 (9.0%)	57 (73.1%)
生駒市	313	29 (9.3%)	24 (7.7%)	260 (83.1%)

出典：「2010年世界農林業センサス」（農林水産省ホームページ）より作成

販売農家における経営耕地面積は、表4-1.5に示すとおりである。経営耕地総面積は、交野市112ha、四條畷市54ha、生駒市193haであり、経営耕地の大部分は田であり、交野市で82.1%、四條畷市で92.6%、生駒市で94.3%を占めている。

表4-1.5 経営耕地面積

(平成22年2月1日現在、単位：ha)

市	経営耕地 総面積	田	畑	樹園地
交野市	112	92 (82.1%)	8 (7.1%)	12 (10.7%)
四條畷市	54	50 (92.6%)	4 (7.4%)	0 (0.0%)
生駒市	193	182 (94.3%)	10 (5.2%)	2 (1.0%)

注) 四捨五入の関係で各項目の和が総面積と一致しない場合がある。

出典：「2010年世界農林業センサス」（農林水産省ホームページ）より作成

自給的農家（経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家）も含めた農家数、農家人口、経営耕地面積の推移は、表4-1.6に示すとおりである。平成22年は平成17年に比べ、四條畷市の経営耕地面積が微増している以外は、いずれの市も農家数、経営耕地面積ともに減少している。

表4-1.6 農家数、農家人口、経営耕地面積の推移

(各年2月1日現在)

市	項目	平成17年	平成22年
交野市	農家数(戸)	488	461
	農家人口(人)	1,852	—
	経営耕地面積(a)	16,988	15,900
四條畷市	農家数(戸)	222	204
	農家人口(人)	914	—
	経営耕地面積(a)	7,692	7,800
生駒市	農家数(戸)	857	815
	農家人口(人)	3,645	—
	経営耕地面積(a)	30,019	29,000

注) 「—」は統計無し。

出典：「平成22年度 大阪府統計年鑑」(平成23年、大阪府)

「平成22年度 奈良県統計年鑑」(平成23年、奈良県)

「平成23年版 生駒市統計書」(生駒市ホームページ)

「2010年世界農林業センサス」(農林水産省ホームページ)より作成

(2) 林業

林家数と保有山林面積は、表4-1.7に示すとおりである。林家数は、交野市99戸、四條畷市78戸、生駒市168戸である。

表4-1.7 林家数と保有山林面積

(平成22年2月1日現在)

市	林家数 (戸)	保有山林面積 (ha)
交野市	99	252
四條畷市	78	235
生駒市	168	594

出典：「2010年世界農林業センサス」(農林水産省ホームページ)

(3) 工業

事業所数及び従業者数、製造品出荷額等は、表4-1.8に示すとおりである。平成22年における事業所数は交野市111、四條畷市68、生駒市110であり、従業者数は交野市3,189人、四條畷市1,286人、生駒市2,489人となっている。

表4-1.8 事業所数、従業者数、製造品出荷額等（従業者4人以上）

市	項目	平成20年	平成21年	平成22年
交野市	事業所(所)	123	112	111
	従業者数(人)	3,518	3,229	3,189
	製造品出荷額等(万円)	9,109,708	6,684,047	6,804,034
四條畷市	事業所(所)	87	71	68
	従業者数(人)	1,462	1,304	1,286
	製造品出荷額等(万円)	3,471,897	2,737,217	2,731,800
生駒市	事業所(所)	117	114	110
	従業者数(人)	2,649	2,556	2,489
	製造品出荷額等(万円)	6,226,218	5,176,830	5,106,141

出典：「平成21～23年度 大阪府統計年鑑」(平成22～24年、大阪府)
「平成21～23年度 奈良県統計年鑑」(平成22～24年、奈良県)

(4) 商業

商店数及び従業者数等は、表4-1.9のとおりである。平成19年における小売業の商店数は交野市417、四條畷市403、生駒市615、従業者数は交野市3,264人、四條畷市2,305人、生駒市6,060人、年間商品販売額は交野市44,595百万円、四條畷市32,956百万円、生駒市93,286百万円となっている。

表4-1.9 商店数、従業者数、年間商品販売額

項目		年	平成16年	平成19年
交野市	商店数(店)	卸売業	55	52
		小売業	499	417
		合計	554	469
	従業者数(人)	卸売業	445	456
		小売業	3,636	3,264
		合計	4,081	3,720
	年間商品販売額(百万円)	卸売業	26,288	28,925
		小売業	45,579	44,595
		合計	71,867	73,520
四條畷市	商店数(店)	卸売業	61	56
		小売業	435	403
		合計	496	459
	従業者数(人)	卸売業	373	351
		小売業	2,572	2,305
		合計	2,945	2,656
	年間商品販売額(百万円)	卸売業	19,160	15,245
		小売業	33,815	32,956
		合計	52,976	48,200
生駒市	商店数(店)	卸売業	46	51
		小売業	610	615
		合計	656	666
	従業者数(人)	卸売業	276	246
		小売業	5,678	6,060
		合計	5,954	6,306
	年間商品販売額(百万円)	卸売業	15,201	7,375
		小売業	86,030	93,286
		合計	101,230	100,661

出典：「平成16年商業統計確報」（経済産業省ホームページ）
「平成23年度 大阪府統計年鑑」（平成24年、大阪府）
「平成23年度 奈良県統計年鑑」（平成24年、奈良県）より作成

4-1-3. 交通

(1) 道路

事業計画地周辺の主要道路は、一般国道163号、一般国道168号、大阪生駒線等があり、これらの道路における交通量は表4-1.10に示すとおりである。また、調査地点は図4-1.1に示すとおりである。

表4-1.10 事業計画地周辺主要道路における道路交通量（平成22年度）

(単位：台)

道路路線名	図中 番号	観測地点名	昼間12時間自動車類交通量 (7～19時)			24時間自動車類交通量		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
一般国道163号	1	四條畷市清滝	14,865	4,566	19,431	21,414	7,733	29,147
	2	生駒市北田原町	12,177	3,071	15,248	17,166	4,486	21,652
一般国道168号	3	交野市天野が原町3丁目	5,122	354	5,476	6,828	476	7,304
	4	生駒市南田原町	9,504	988	10,492	12,060	1,475	13,535
	5	生駒市小明町	15,652	1,203	16,855	20,833	1,753	22,586
大阪生駒線	6	四條畷市南野	17,263	3,151	20,414	26,214	4,421	30,635
	7	生駒市俵口町	17,615	3,151	20,766	25,161	5,573	30,734
中垣内南田原線	8	四條畷市上田原	3,905	707	4,612	5,464	841	6,305
枚方大和郡山線	9	生駒市上町	8,325	631	8,956	10,506	1,047	11,553

注1) 斜体で示した交通量は推計値。斜体の観測地点名は平成22年度調査では記載が無かったため、参考として平成17年度の観測地点名を記入している。

注2) 表中の番号は図4-1.1に対応している。

出典：「平成17年度道路交通センサス一般交通量調査」（平成19年、(社)交通工学研究会）

「平成22年度道路交通センサス一般交通量調査」（近畿地方整備局ホームページ）より作成

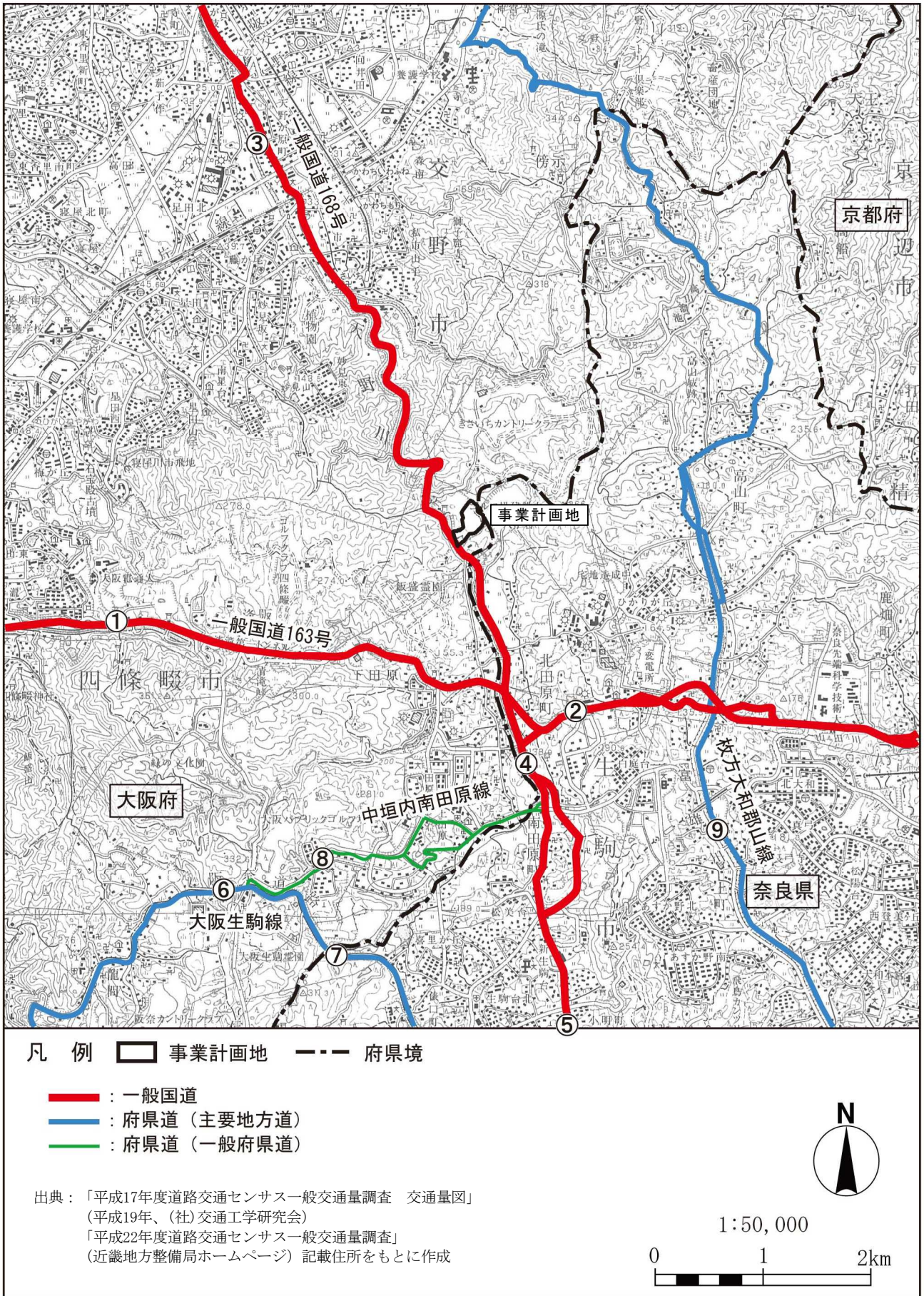


図4-1.1 道路交通量調査地点

(2) 鉄道

事業計画地周辺の鉄道網の状況は、図4-1.2に示すとおりであり、京阪電気鉄道株式会社（京阪）の交野線、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）の片町線（学研都市線）、近畿日本鉄道株式会社（近鉄）のけいはんな線がある。周辺の駅としては、京阪交野線の河内森駅・私市駅、JR片町線（学研都市線）の河内磐船駅・星田駅、近鉄けいはんな線の白庭台駅・学研北生駒駅がある。

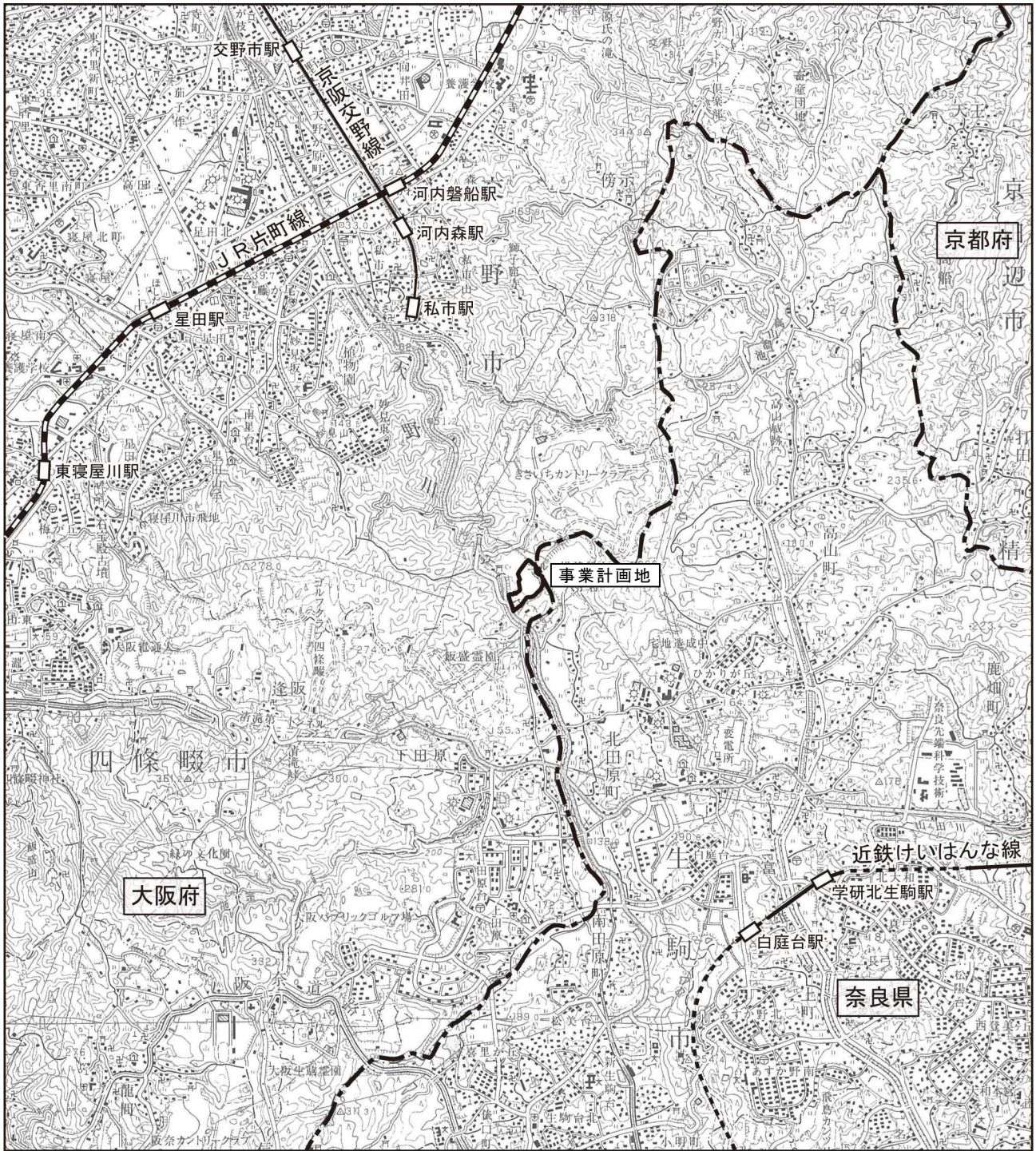
平成22年度における1日あたりの乗車人員は、表4-1.11に示すとおり、JR西日本片町線の河内磐船駅が最も多く、11,100人となっている。

表4-1.11 1日あたりの乗車人員数

(単位：人/日)

会社名	線	駅名	乗車人数	備考
京阪電気鉄道株式会社 (京阪)	交野線	河内森駅	5,504	平成22年度の交通 量調査による乗車 人員
		私市駅	1,584	
西日本旅客鉄道株式会社 (JR西日本)	片町線 (学研都市線)	河内磐船駅	11,100	平成22年度の1日 平均乗車人員
		星田駅	8,383	
近畿日本鉄道株式会社 (近鉄)	けいはんな線	白庭台駅	3,516	平成22年度の年間 乗車人員を365日で 除した値
		学研北生駒駅	3,244	

出典：「平成23年度 大阪府統計年鑑」(平成24年、大阪府)
「平成23年版 生駒市統計書」(生駒市ホームページ)より作成



- 凡 例
- 事業計画地
 - 府県境
 - JR片町線 (学研都市線)
 - 近鉄けいはんな線
 - 京阪交野線



1:50,000

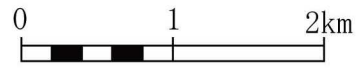


図 4-1.2 事業計画地周辺の鉄道網

4-1-4. 土地利用

(1) 土地利用状況

1) 土地利用（地目別民有地）の状況

土地利用（地目別民有地）の状況は、表4-1.12に示すとおりである。

土地利用総面積は交野市11,747千m²、四條畷市9,960千m²、生駒市30,012千m²であり、宅地の占める割合は交野市40.4%、四條畷市35.9%、生駒市34.8%である。

表4-1.12 土地利用（地目別民有地）状況

(平成23年1月1日現在)

区分 (地目)	交野市		四條畷市		生駒市	
	面積 (千m ²)	割合 (%)	面積 (千m ²)	割合 (%)	面積 (千m ²)	割合 (%)
田	2,169	18.5	1,126	11.3	6,466	21.5
畑	604	5.1	157	1.6	689	2.3
宅地	4,750	40.4	3,577	35.9	10,432	34.8
池沼	0	0.0	0	0.0	21	0.1
山林	2,907	24.7	3,865	38.8	9,900	33.0
原野	46	0.4	35	0.4	272	0.9
鉄軌道用地	155	1.3	29	0.3	293	1.0
雑種地	1,116	9.5	1,169	11.7	1,940	6.5
総面積	11,747	100.0	9,960	100.0	30,012	100.0

注1) 各市町村保管の固定資産課税台帳に登録されている土地である。

注2) 四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は、必ずしも一致しない。

出典：「平成23年度 大阪府統計年鑑」（平成24年、大阪府）

「平成23年度 奈良県統計年鑑」（平成24年、奈良県）より作成

2) 用途地域の状況

用途地域の状況は、表4-1.13に示すとおりであり、都市計画法に基づく用途地域の状況は住居系地域が最も多く、交野市89.6%、四條畷市87.6%、生駒市87.2%となっている。

また、事業計画地周辺における用途地域の指定状況は図4-1.3に示すとおりであり、事業計画地は市街化調整区域となっている。

表4-1.13 用途地域の状況

〔 交野市、四條畷市：平成22年3月31日現在 〕
 生駒市：平成23年3月31日現在

市	項目			面積 (ha)		
交野市	用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	155.0 (16.7)	833.0 (89.6)	930.0 (100.0)
			第2種低層住居専用地域	0.0 (0.0)		
			第1種中高層住居専用地域	488.0 (52.5)		
			第2種中高層住居専用地域	89.0 (9.6)		
			第1種住居地域	91.0 (9.8)		
			第2種住居地域	10.0 (1.1)		
			準住居地域	0.0 (0.0)		
		商業系	近隣商業地域	16.0 (1.7)	16.0 (1.7)	
			商業地域	0.0 (0.0)		
		工業系	準工業地域	37.0 (4.0)	81.0 (8.7)	
			工業地域	44.0 (4.7)		
			工業専用地域	0.0 (0.0)		
		市街化調整区域				
四條畷市	用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	169.0 (28.7)	516.5 (87.6)	589.5 (100.0)
			第2種低層住居専用地域	0.0 (0.0)		
			第1種中高層住居専用地域	226.0 (38.3)		
			第2種中高層住居専用地域	3.2 (0.5)		
			第1種住居地域	69.0 (11.7)		
			第2種住居地域	46.0 (7.8)		
			準住居地域	3.3 (0.6)		
		商業系	近隣商業地域	29.0 (4.9)	29.0 (4.9)	
			商業地域	0.0 (0.0)		
		工業系	準工業地域	44.0 (7.5)	44.0 (7.5)	
			工業地域	0.0 (0.0)		
			工業専用地域	0.0 (0.0)		
		市街化調整区域				
生駒市	用途地域	住居系	第1種低層住居専用地域	1,238.5 (58.3)	1,851.8 (87.2)	2,124.8 (100.0)
			第2種低層住居専用地域	5.7 (0.3)		
			第1種中高層住居専用地域	110.7 (5.2)		
			第2種中高層住居専用地域	6.6 (0.3)		
			第1種住居地域	461.6 (21.7)		
			第2種住居地域	12.8 (0.6)		
			準住居地域	15.9 (0.7)		
		商業系	近隣商業地域	74.7 (3.5)	114.2 (5.4)	
			商業地域	39.5 (1.9)		
		工業系	準工業地域	158.8 (7.5)	158.8 (7.5)	
			工業地域	0.0 (0.0)		
			工業専用地域	0.0 (0.0)		
		市街化調整区域				

注1) () 内は、用途地域における面積比 (%) を示す。

注2) 四捨五入の関係で、内訳の合計と合計欄は、必ずしも一致しない。

出典：「平成23年度 大阪府統計年鑑」(平成24年、大阪府)

「平成23年度 奈良県統計年鑑」(平成24年、奈良県) より作成

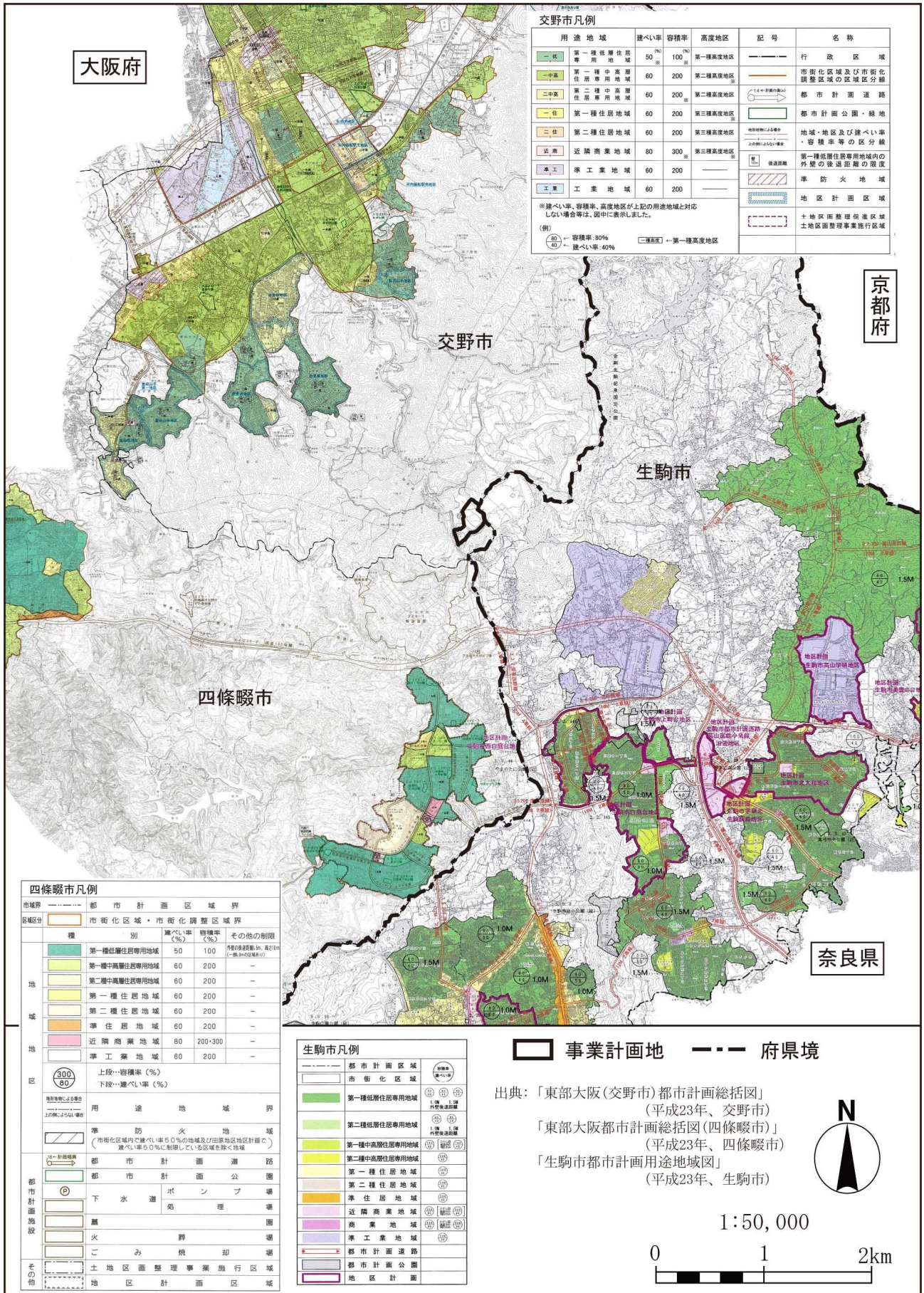
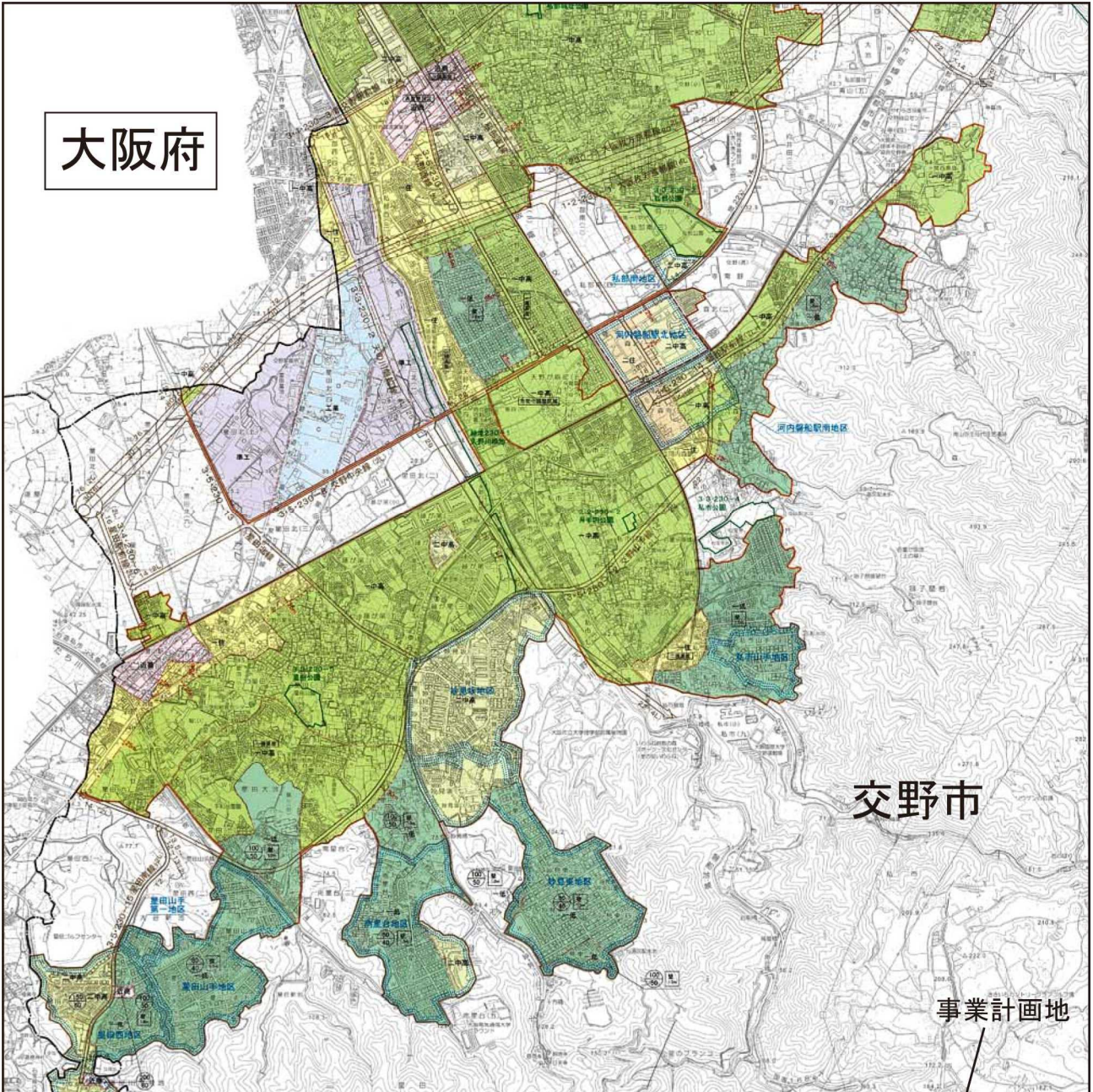


図 4-1.3(1) 都市計画用途地域

大阪府



交野市凡例

用途地域	建ぺい率	容積率	高度地区	記号	名称
一低	第一種低層住居専用地域	50% ※	100% ※	第一種高度地区	行政区域
一中高	第一種中高層住居専用地域	60	200	第二種高度地区※	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分線
二中高	第二種中高層住居専用地域	60	200% ※	第二種高度地区	都市計画道路 1.4 ← 計画巾(m)
一住	第一種住居地域	60	200	第三種高度地区※	都市計画公園・緑地
二住	第二種住居地域	60	200	第三種高度地区	地形地割による場合 上の例に於かない場合
近商	近隣商業地域	80	300% ※	第三種高度地区※	第一種低層住居専用地域内の 外壁の後退距離の限度
準工	準工業地域	60	200		準防火地域
工業	工業地域	60	200		地区計画区域
					土地区画整理促進区域 土地区画整理事業施行区域

※建ぺい率、容積率、高度地区が上記の用途地域と対応しない場合等は、図中表示しました。

(例)
 ← 容積率:80%
 ← 建ぺい率:40%
 ← 一種高度 ← 第一種高度地区

交野市

事業計画地

出典:「東部大阪(交野市)都市計画総括図」(平成23年、交野市)



1:25,000

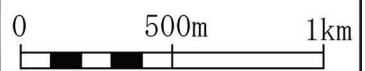


図 4-1.3(2) 都市計画用途地域 (交野市拡大図)

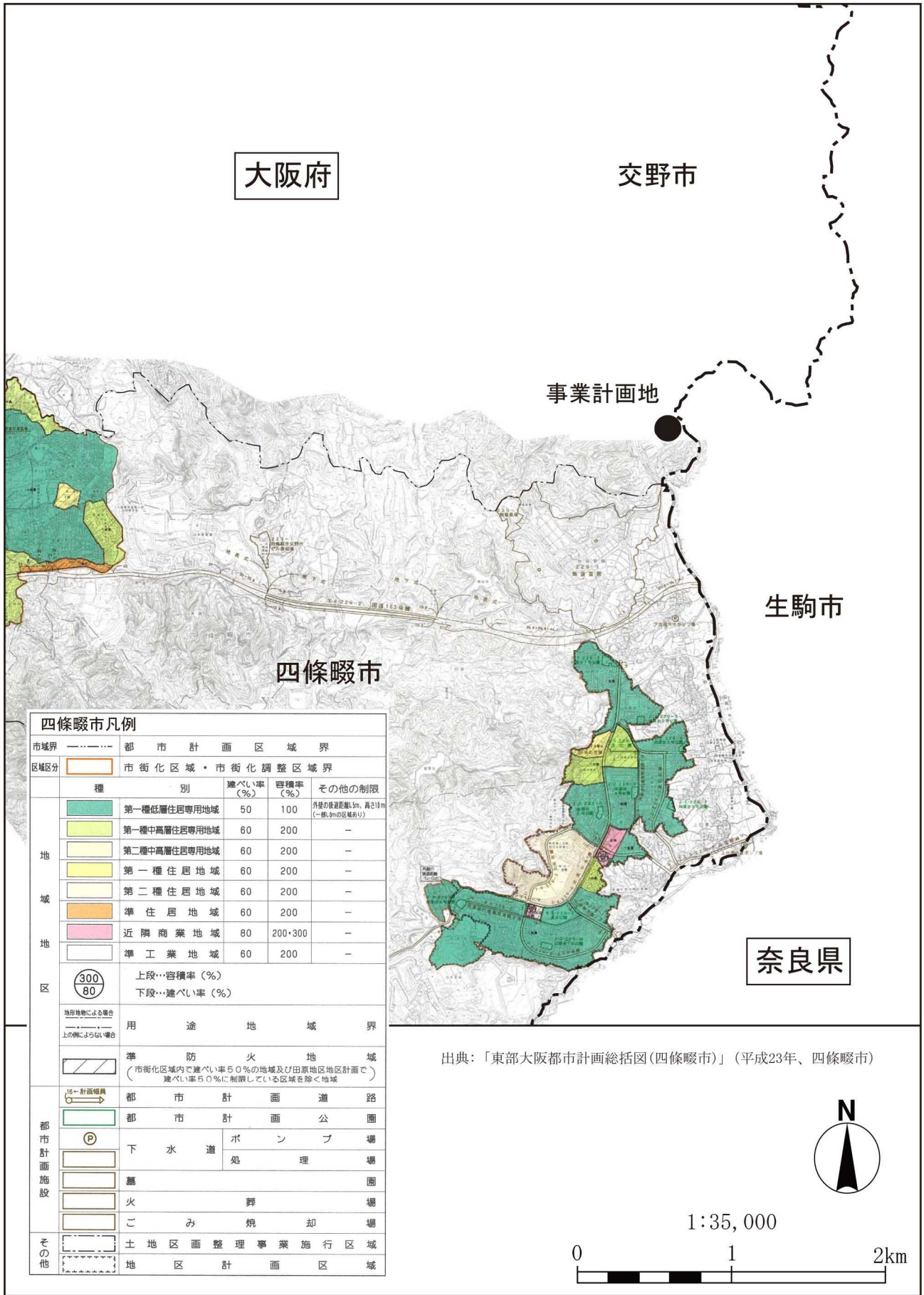


図 4-1.3(3) 都市計画用途地域 (四條畷市拡大図)

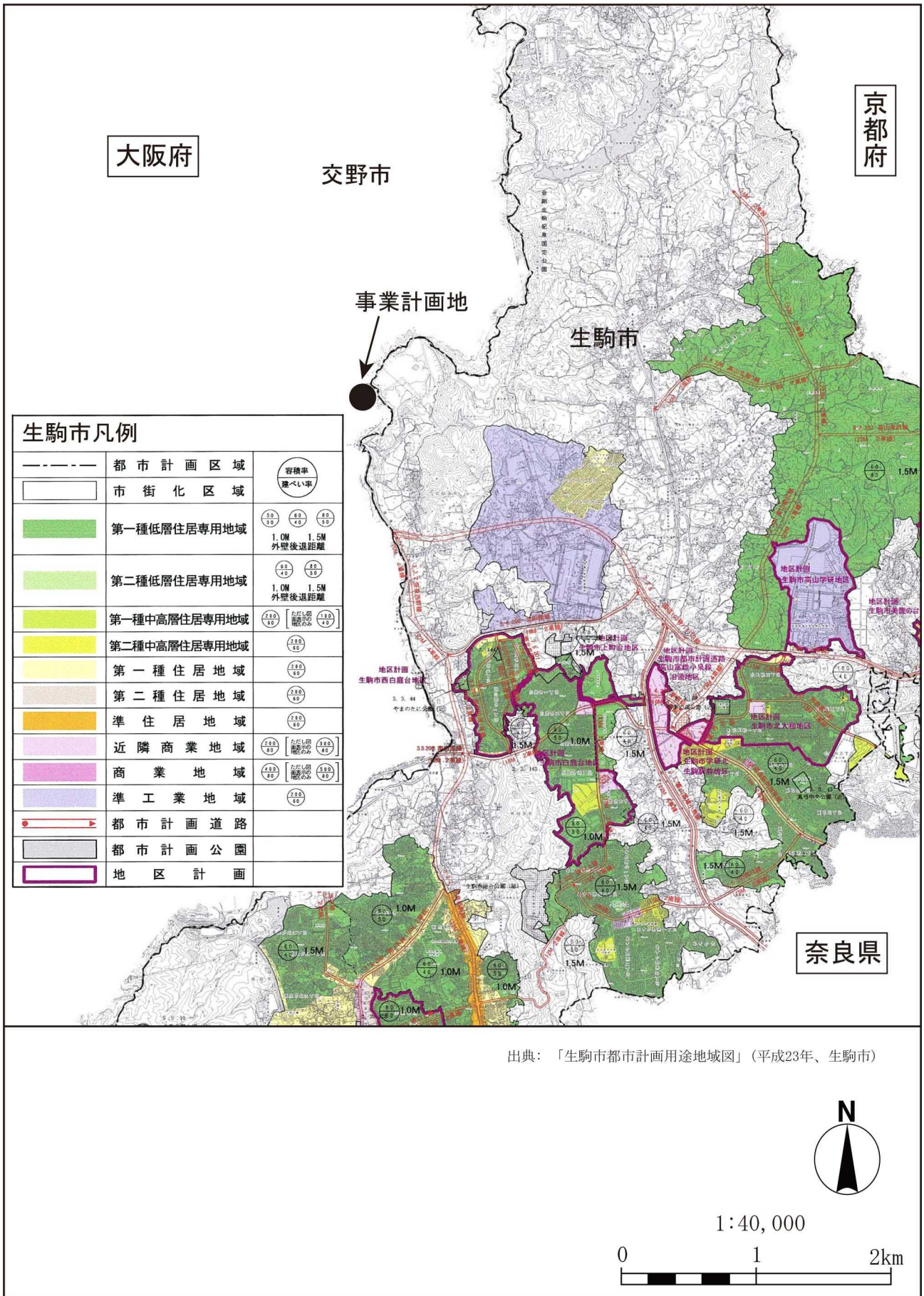


図 4-1.3(4) 都市計画用途地域 (生駒市拡大図)

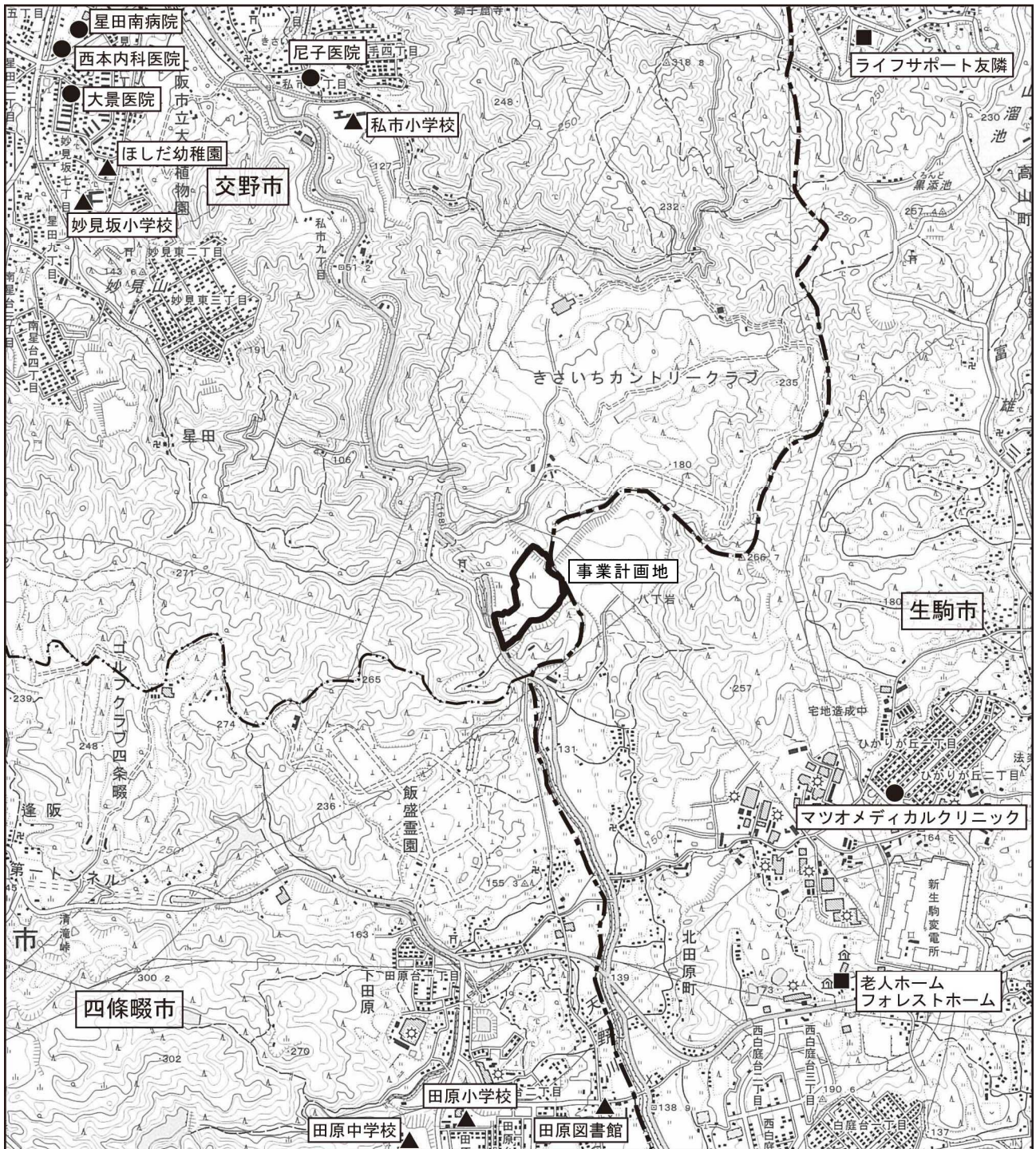
(2) 文教、医療、福祉施設

事業計画地周辺における文教、医療、福祉施設及びその位置は、表4-1.14及び図4-1.4に示すとおりである。

表4-1.14 事業計画地周辺の文教、医療、福祉施設

市	名称
交野市	ほしだ幼稚園
	私市小学校
	妙見坂小学校
	尼子医院
	大景医院
	西本内科医院
	星田南病院
四條畷市	田原小学校
	田原中学校
	田原図書館
生駒市	マツオメディカルクリニック
	老人ホームフォレストホーム
	ライフサポート友隣

出典：交野市教育委員会ホームページ
「平成23年度 交野市統計書「統計時報」」（交野市ホームページ）
社団法人 交野市医師会ホームページ
四條畷市ホームページ
一般社団法人 大東・四條畷医師会ホームページ
「社会福祉施設一覧（平成20年度版）」（大阪府）
生駒市ホームページ
「いこま暮らしのガイド2010年」（生駒市）
奈良県教育委員会ホームページ
「介護サービス施設・事業所一覧」（奈良県ホームページ） より作成



凡 例 事業計画地 府県境 市境

- ▲ 文教施設
- 医療施設
- 福祉施設

出典：交野市教育委員会ホームページ
「平成23年度 交野市統計書「統計時報」」（交野市ホームページ）
社団法人 交野市医師会ホームページ
四條畷市ホームページ
一般社団法人 大東・四條畷医師会ホームページ
「社会福祉施設一覧（平成20年度版）」（大阪府）
生駒市ホームページ
「いこま暮らしのガイド 2010年」（生駒市）
奈良県教育委員会ホームページ
「介護サービス施設・事業所一覧」（奈良県ホームページ）



1:25,000

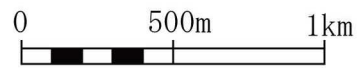


図 4-1.4 事業計画地周辺の文教、医療及び福祉施設

4-1-5. 水利用

(1) 上水道

上水道の給水状況は、表4-1.15に示すとおりであり、上水道の普及率は交野市で99.9%、四條畷市と生駒市で100%となっている。

なお、事業計画地は給水区域になっており、本事業の実施に当たっては市営水道から供給を受ける計画である。

表4-1.15 上水道の給水状況

(平成22年度末現在)

市	給水区域内 人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)	給水戸数 (戸)
交野市	77,453	77,413	99.9	28,462
四條畷市	57,416	57,416	100.0	21,792
生駒市	120,134	120,134	100.0	—

出典：「大阪府の水道の現況（平成22年度）」（大阪府ホームページ）
「平成23年版 生駒市統計書」（生駒市ホームページ）より作成

(2) 下水道

下水道の整備状況は、表4-1.16に示すとおりであり、人口普及率（整備人口の行政人口に対する比率）は交野市94.1%、四條畷市99.6%、生駒市58.9%となっている。

なお、事業計画地は交野市下水道全体計画区域外であるため、下水道の管渠は敷設されていない。

表4-1.16 下水道の整備状況

(平成22年度末現在)

市	行政人口 (人)	整備人口 (人)	人口普及率 (%)
交野市	78,860	74,178	94.1
四條畷市	57,459	57,219	99.6
生駒市	120,134	70,815	58.9

出典：「平成23年度 大阪府統計年鑑」（平成24年、大阪府）
「生駒市の環境（平成23年度版）」（生駒市ホームページ）より作成

(3) 地下水利用の状況

四條畷市の一部の区域（一般国道163号との交点以北の一般国道170号、その交点以東の一般国道163号と一般国道170号との交点までの一般国道163号及びその交点以南の一般国道170号以西の地域）が「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年大阪府条例第6号）による地下水採取規制地域に指定されているが、事業計画地周辺には、規制地域はない。

事業計画地の近傍の飲用井戸の状況は、交野市磐船地区は飲用井戸が設置されている。四條畷市下田原地区及び生駒市北田原町地区は上水道の供給地域となっている。

4-1-6. 廃棄物

(1) 一般廃棄物

平成22年度の交野市及び四條畷市の一般廃棄物の発生及び処理状況は、表4-1.17に示すとおりである。ごみ総排出量は交野市約2万1千トン、四條畷市約1万8千トンであり、ごみ処理量は交野市約2万トン、四條畷市約1万6千トンである。リサイクル率は交野市17.0%、四條畷市16.7%であり、最終処分量は交野市約2千4百トン、四條畷市約2千トンである。

表4-1.17 一般廃棄物の発生及び処理状況（平成22年度）

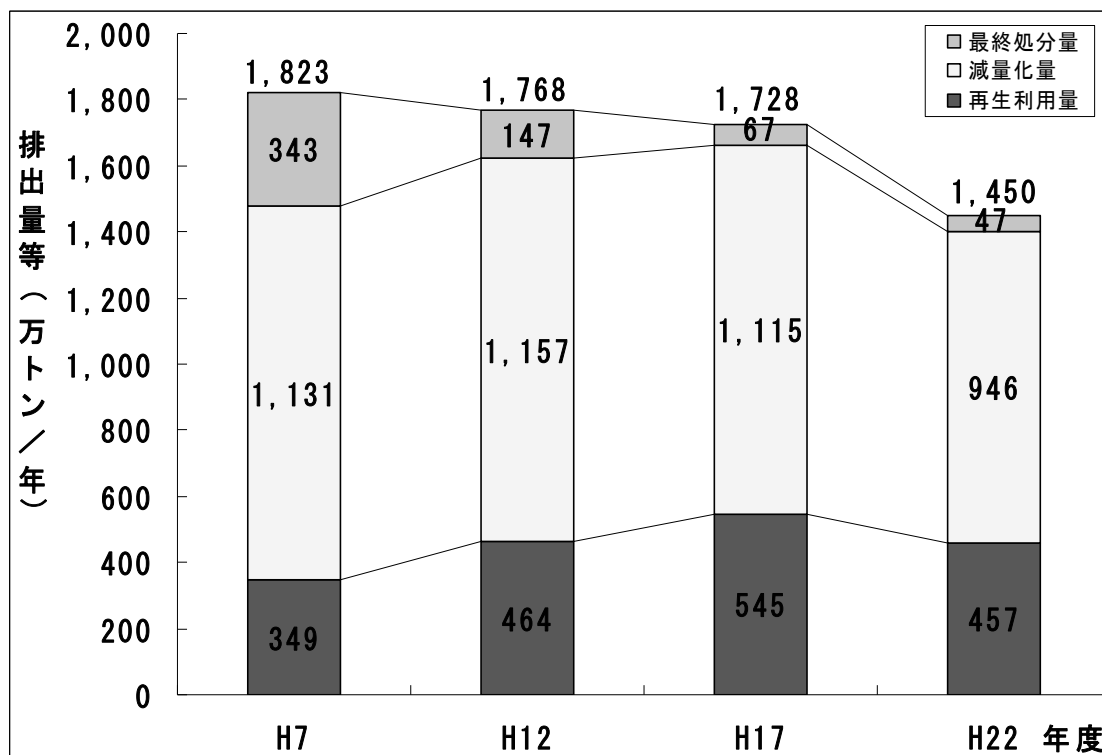
項目			交野市	四條畷市
計画収集人口		(人)	78,652	57,063
ごみ 総排 出量	計画収集量	(t)	19,444	15,417
	直接搬入量	(t)	123	304
	集団回収量 ①	(t)	1,135	1,809
	合計	(t)	20,702	17,530
1人1日当たりの排出量		(g/人日)	721	842
ごみ 処理 量	直接焼却量	(t)	15,350	13,586
	直接最終処分量	(t)	0	0
	焼却以外の中間処理量	(t)	4,190	2,087
	直接資源化量 ②	(t)	27	2
	合計 ③	(t)	19,567	15,675
中間処理後再生利用量 ④		(t)	2,365	1,101
リサイクル率 (①+②+④)/(①+③)×100		(%)	17.0	16.7
最終処分量		(t)	2,417	1,983

出典：「平成22年度 一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省ホームページ）より作成

(2) 産業廃棄物

平成22年度に大阪府内から排出された産業廃棄物は1,450万トンとなっている。また、再生利用量は457万トンであり、最終処分量は47万トンとなっている。産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移は図4-1.5に示すとおりである。

建設業における産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量は図4-1.6に示すとおりである。排出量は401万トンで全体の28%を占めている。排出量を種類別にみると、がれき類が270万トン（67%）で最も多く、次いで、汚泥が85万トン（21%）となっており、この2種類で建設業全体の88%を占めている。再生利用量は、排出量の88%で352万トンとなっており、がれき類が265万トン（75%）、汚泥が59万トン（17%）となっている。最終処分量は、排出量の5%で19万トンとなっており、混合廃棄物が6万トン（32%）、がれき類が5万トン（26%）、汚泥が4万トン（21%）となっている。

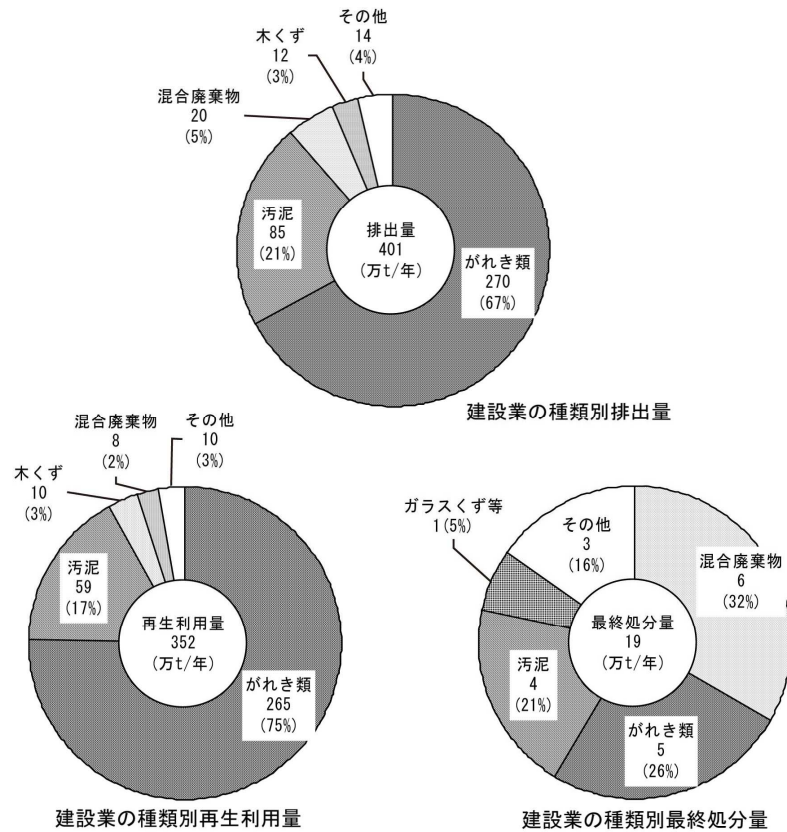


出典：「おおさかの環境2011～大阪府環境白書より～」(大阪府ホームページ)

「平成23年度大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書(平成22年度実績)」

(平成24年3月、大阪府)より作成

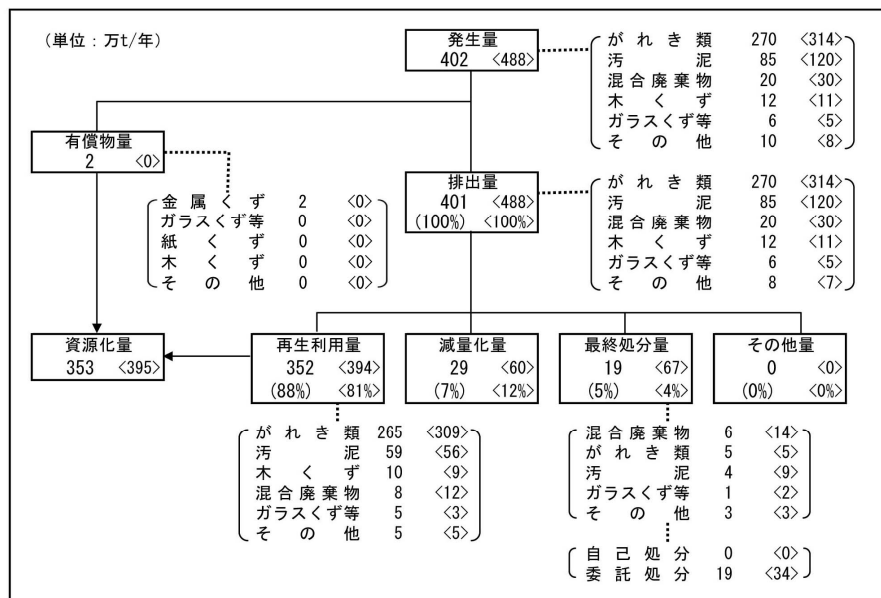
図 4-1.5 大阪府における産業廃棄物の排出量と再生利用量等の推移



出典：「平成23年度大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書（平成22年度実績）」

（平成24年3月、大阪府）

図 4-1.6(1) 建設業における産業廃棄物の排出量・再生利用量・最終処分量（大阪府）



注) 1.<>内は平成17年度値

2.万トン単位で四捨五入しているため、内訳は合計に一致しないことがある。

出典：「平成23年度大阪府産業廃棄物処理実態調査報告書（平成22年度実績）」

（平成24年3月、大阪府）

図 4-1.6(2) 建設業の排出及び処理の概要（大阪府）

4-1-7. 関係法令・条例等

環境基準等の環境上の条件となる関係法令・条例等については交野市、四條畷市、奈良県生駒市を対象に記載し、規制基準に関する関係法令・条例等については本事業で適用される地域を対象に記載した。

(1) 大気汚染

1) 環境基準等

「環境基本法」（平成5年法律第91号）に基づく大気汚染に係る環境基準は、表4-1.18に示すとおりである。二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、微小粒子状物質（PM2.5）の10項目について環境基準が設定されている。また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）により、表4-1.19に示すとおりに定められている。これらの適用範囲については、「工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない」とされている。

なお、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値については表4-1.20に示した。

表4-1.18 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (S48.5.16告示)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (S48.5.8告示)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (S48.5.8告示)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはβ線吸収法
二酸化窒素 (S53.7.11告示)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (S48.5.8告示)	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
ベンゼン (H9.2.4告示)	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有することが確認された測定方法についても使用可能とする。
トリクロロエチレン (H9.2.4告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン (H9.2.4告示)	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン (H13.4.20告示)	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	
微小粒子状物質 (H21.9.9告示)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。 3. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。	

表4-1.19 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気 (H11.12.27告示)	年平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

表4-1.20 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物質	基準値	根拠及び内容
アクリロニトリル	年平均値 2 μg/m ³ 以下	<p><根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物の4項目 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（中央環境審議会、平成15年7月31日答申） ・クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3項目 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」（中央環境審議会、平成18年11月8日答申） ・ヒ素及び無機ヒ素化合物 「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第九次答申）」（中央環境審議会、平成22年10月15日答申） <p><内容></p> <p>指針値は、健康リスク評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものである。</p>
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μg/m ³ 以下	
水銀	年平均値 0.04 μg Hg/m ³ 以下	
ニッケル化合物	年平均値 0.025 μg Ni/m ³ 以下	
クロロホルム	年平均値 18 μg/m ³ 以下	
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 μg/m ³ 以下	
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 μg/m ³ 以下	
ヒ素及び無機ヒ素化合物	年平均値 6 ng As/m ³ 以下	

2) 排出規制

大気汚染物質については、「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）において、ばい煙発生施設等を対象に、排出基準、総量規制基準等が定められている。ばいじん、有害物質については、「大気汚染防止法」又は「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により規制されている。また、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、排出基準が定められている。

自動車排ガスについては、「大気汚染防止法」における自動車の単体規制が定められている。「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年法律第70号）により車種規制が定められている。「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」により、建設機械などの公道を走行しない特殊自動車（いわゆるオフロード車）についても車種規制が定められている。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、流入車規制が導入されている。

① ばい煙発生施設

a. 硫黄酸化物

「大気汚染防止法」による排出基準(K値規制)は、次式で算出される硫黄酸化物の量である。

$$q = K \times 10^{-3} H_e^2$$

この式において、 q 、 K 及び H_e は、それぞれ次の値を表すものである。

q : 硫黄酸化物の量 ($m^3_N/時$)

K : 法第3条第2項第1号の政令で定める地域ごとに別表第1の下欄に掲げる値
(交野市は、法施行規則第7条に示す特別排出基準 $K=1.17$)

H_e : 法施行規則第3条第2項で規定する方法により補正された排出口の高さ (m)

また、特定工場等（使用する原料及び燃料の量が重油換算で0.8kL/h以上）に対しては、次式で算出される総排出量でも規制されており、交野市及び四條畷市は硫黄酸化物の排出に係る総量規制の指定地域に含まれている。

$$Q = 0.3 \cdot a \cdot W_i^{0.85}$$

この式において、 Q 、 W 及び a は、それぞれ次の値を表すものとする。

Q : 硫黄酸化物の量 ($m^3_N/時$)

W_i : 基準日以降に設置されるすべてのばい煙発生施設において使用される原燃料の量（重油の量に換算したkL/時）

a : 指定地域の区分ごとに定められている値（交野市は係数 $a=3$ ）

b. 窒素酸化物

「大気汚染防止法」による排出基準が定められており、廃棄物焼却炉（火格子面積が $2m^2$ 以上、又は焼却能力が $200kg/h$ 以上のもの（連続炉以外のものにあつては、排出ガス量が $4万m^3_N/h$ 以上のものに限る））に係る排出基準は $250ppm$ となっている。

また、特定工場等（使用する原料及び燃料の量が重油換算で $2.0kL/h$ 以上）に対しては次式で算出される総排出量でも規制されており、交野市及び四條畷市は窒素酸化物

の排出に係る総量規制の指定地域に含まれている。

$$Q = 0.6 \{ \sum (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

この式において、Q、C_i、及びV_iは、それぞれ次の値を表すものとする。

Q : 窒素酸化物の量 (m³_N/時)

C_i : 窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに都道府県知事が定める施設係数 (一般廃棄物焼却炉 7.0)

V_i : 特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10⁴m³_N/時)

c. ばいじん

「大気汚染防止法」による排出基準で規制されており、対象事業計画施設は0.08g/m³_N (酸素濃度12%換算値、処理量2~4t/時・基)の排出基準が適用される。

d. 有害物質

廃棄物焼却炉に係るものとして、塩化水素について「大気汚染防止法」により排出基準が定められており、廃棄物焼却炉に係る排出基準は700mg/m³_N (酸素濃度12%換算値)となっている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」で定められている指定有害物質 (6物質)に係る規制基準は、表4-1.21に示すとおりである。

表 4-1.21 指定有害物質に係る規制基準

物質	規制基準
クロロエチレン ベンゼン	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1. 燃焼式処理装置、吸着式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
ニッケル化合物、 ヒ素及びその化合物、並びに六価クロム化合物	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1. ろ過集じん装置、洗浄集じん装置又は電気集じん装置を設け、適正に稼働させること。 2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。
エチレンオキシド	大気中への排出を抑制するのに適した汚染防止措置として、次のいずれかに該当すること。 1. 燃焼式処理装置又は薬液による吸収式処理装置を設け、適正に稼働させること。 2. 1と同等以上の性能を有する処理装置を設け、適正に稼働させること。 3. 1と同等以上の排出抑制のできる構造とし、適正に管理すること。

同条例に基づく有害物質(17物質)に係る排出基準は、排出ガス量、煙突高さ、他人が所有する周辺の建物等の条件により、次式で算出される有害物質等の種類ごとの量で規制されている。

$$C = \frac{K \cdot S}{Q}$$

この式において、C、S、K、Qは、それぞれ次の値を表すものとする。

C：有害物質の種類ごとの量 (mg/ m³_N)

K：有害物質の種類ごとに表4-1.22に掲げる値

S：表4-1.23に掲げる場合ごとに定める値

Q：乾き排出ガス量 (m³_N /分)

表 4-1.22 有害物質のKの値

物質	Kの値	物質	Kの値	物質	Kの値
アニシジン	1.87	クロロニトロベンゼン	0.340	ベリリウム及びその化合物	0.00340
アンチモン及びその化合物	0.204	臭素	0.728	ホスゲン	0.751
N-エチルアニリン	3.68	水銀及びその化合物	0.034	ホルムアルデヒド	0.456
塩化水素 ^{注)}	5.54	銅及びその化合物	0.340	マンガン及びその化合物	0.136
塩素	3.23	鉛及びその化合物	0.0680	N-メチルアニリン	3.26
カドミウム及びその化合物	0.0170	バナジウム及びその化合物	0.034		

注) 塩化水素は、廃棄物焼却炉について適用されない。

表 4-1.23 有害物質の排出基準の算定式

場 合	Sの算式	
Ho < 6	b ²	
Ho ≥ 6 かつ 4.7(Ho-6) ≤ b < 4.7Ho	(Ho-6) ² + b ²	
Ho ≥ 6 かつ b ≥ 4.7Ho	(Ho-6) ² + 22.1Ho ²	
Ho ≥ 6 かつ b < 4.7(Ho-6) であって、排出口の中心から 4.7(Ho-6) の水平距離内に、排出口の中心を頂点とする側面がふ角 12 度をなす円錐面から上部に突出する他人の所有する建築物(倉庫等は除く。以下「建築物」という。)がある場合	Ho > h	(Ho-h) ² + d ²
	Ho ≤ h	d ²
上記以外の場合	23.1(Ho-6) ²	

備考 Ho 排出口の実高さ(m)

b 排出口の中心からその至近にある敷地境界線までの水平距離(m)

h 排出口の中心からその至近にある建築物の実高さ(m)

d 排出口の中心からその至近にある建築物までの水平距離(m)

e. ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」による排出基準で規制されており、対象事業計画施設は1ng-TEQ/m³_N (酸素濃度12%換算値、処理量2~4t/時・基)の排出基準が適用される。

② 自動車排ガス

自動車排ガスの単体規制としては、「大気汚染防止法」において、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成7年環境庁告示第64号）及び「自動車排出ガス量の許容限度」（昭和49年環境庁告示第1号）が定められている。

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」により、表4-1.24に示す許容限度に適合していないトラック、バス、ディーゼル乗用車について対策地域に使用の本拠を置くことができなくなる車種規制が行われるとともに、自動車30台以上使用する事業者に対し、排出抑制対策を盛り込んだ「自動車使用管理計画」の提出が義務づけられている。交野市及び四條畷市は対策地域に指定されている。

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」により、建設機械などの公道を走行しない特殊自動車（いわゆるオフロード車）に対し、排出ガスの低減性能に関する技術基準を定め、製作者及び輸入者に適合車への表示義務づけを行うとともに、使用者に基準適合車の使用が義務づけられている。また、同法に基づく「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針（建設業排出ガス抑制指針）」（平成18年国土交通省告示第1152号）により、建設業を営む者で特定特殊自動車を使用する者が特定特殊自動車（法の施行の前に製作等されたものを含む。）の排出ガスの排出の抑制を図るために取り組むべき措置として、排出量を増加させないための燃料の使用及び排出量を増加させないための点検整備の実施についての措置が定められている。

平成19年10月に改正された「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、排出基準を満たさないトラック・バス等が府域の対策地域を発着地として運行することを制限する流入車規制が平成21年1月から開始された。交野市及び四條畷市はこの対策地域に指定されている。本事業においても、工事用車両の走行については、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の趣旨に則り、以下を遵守する。

- ・ 契約書等で車種規制適合車等の使用を求める。
- ・ 車種規制適合車等が使用されたかどうかを確認するとともに、確認結果を記録する。

表4-1.24 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量の許容限度
(窒素酸化物)

下欄に掲げる自動車 以外の自動車	車両総重量の区分	自動車排出窒素酸化物の量の許容限度	
		ガソリン又は液化石油ガス (プロパン・ガス又はブタン・ガスを主成分とする液化ガスをいう。以下同じ。)を燃料とする自動車	軽油を燃料とする自動車
	車両総重量が1,700kg以下のもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	10モードによる測定又は10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.48g
		軽油を燃料とする自動車	10モードによる測定若しくは10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.48g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で100ppm
	車両総重量が1,700kgを超え、2,500kg以下のもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	10モードによる測定又は10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.63g
		軽油を燃料とする自動車	10・15モードによる測定で1km走行当たり0.63g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で130ppm
	車両総重量が2,500kgを超えるもの	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車	13モードによる測定で1kW時当たり5.9g又は6モードによる測定で580ppm
		軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定で1kW時当たり5.9g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で340ppm
乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人未満のもの	軽油を燃料とする自動車	10モードによる測定若しくは10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.48g又はディーゼル自動車用6モードによる測定で100ppm	

(粒子状物質)

下欄に掲げる自動車 以外の自動車	車両総重量の区分	自動車排出粒子状物質の量の許容限度	
		軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定
	車両総重量が1,700kg以下のもの	軽油を燃料とする自動車	10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.055g
	車両総重量が1,700kgを超え、2,500kg以下のもの	軽油を燃料とする自動車	10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.06g
	車両総重量が2,500kgを超え、3,500kg以下のもの	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定で1kW時当たり0.175g
	車両総重量が3,500kgを超えるもの	軽油を燃料とする自動車	ディーゼル自動車用13モードによる測定で1kW時当たり0.49g
乗用自動車及び特種自動車のうち人の運送の用に供する乗車定員11人未満のもの	軽油を燃料とする自動車	10・15モードによる測定で、1km走行当たり0.055g	

注1) 10モードによる測定及び10・15モードによる測定とは、自動車が車両重量に110kgを加重された状態において、原動機が暖機状態となった後に、一定の条件で運行した場合の、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの質量を測定する方法。

注2) 13モードによる測定及びディーゼル自動車用13モードによる測定とは、一定の条件で運行した場合の単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法。

注3) 6モードによる測定及びディーゼル自動車用6モードによる測定とは、一定の条件で運行した場合の自動車排出ガスの濃度を測定する方法をいう。

出典：「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則」

(平成4年総理府令第53号)

(2) 水質汚濁・底質

1) 環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、表4-1.25及び表4-1.26に示すとおり定められている。

人の健康の保護に関する環境基準は、公共用水域全域及び地下水に適用される。生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域が該当する水域類型ごとに適用されている。事業計画地のそばを流れる天野川（奈良県界より下流）はB類型及び生物B類型となっている。

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、水質（水底の底質を除く。）1pg-TEQ/L以下、水底の底質150pg-TEQ/g以下と定められている。

公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準は、「底質の暫定除去基準」（昭和50年環水管119号）により、河川において水銀25ppm（=mg/kg）以上、PCB10ppm（=mg/kg）以上と定められている。

表4-1.25 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値		備考
	水質汚濁に係るもの	地下水の水質汚濁に係るもの	
カドミウム	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。	
鉛	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	2 「検出されないこと」とは、昭和46年環境庁告示第59号に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	
砒素	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
総水銀	0.0005 mg/L 以下	0.0005 mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。	4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
PCB	検出されないこと。	検出されないこと。	
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
塩化ビニルモノマー		0.002 mg/L 以下	4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下	5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
1,2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L 以下	5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	
チウラム	0.006 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
シマジン	0.003 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
ベンゼン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	
セレン	0.01 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下	10 mg/L 以下	
ふっ素	0.8 mg/L 以下	0.8 mg/L 以下	5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
ほう素	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第10号）

表4-1.26 生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L以下	25mg/L以下	5 mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L以下	50mg/L以下	5 mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L以下	100mg/L 以下	2 mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 mg/L以上	—

備考
1 基準値は、日間平均値とする。
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全亜鉛	ノニルフェノール
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下

備考
1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

2) 排出規制

工場から公共用水域に排出される排水は、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）、「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年法律第130号）及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」により排水規制を行っている。また、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例」（昭和49年大阪府条例第8号）により上乗せ基準が設けられている。また、ダイオキシン類に係る排水基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、10pg-TEQ/Lと定められている。これらの法律等による排水基準は、表4-1.27に示すとおりである。

表4-1.27(1) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準

項目	許容限度	
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例及び大阪府生活環境の保全等に関する条例*3
カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
シアン化合物	1 mg/L	シアンにつき検出されないこと。
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L	0.05 mg/L
砒素及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	—*4
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.3 mg/L	0.03 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L	0.02 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L	0.002 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L	0.004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L	0.02 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L	0.04 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L	1 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L	0.006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L	0.002 mg/L
チウラム	0.06 mg/L	0.006 mg/L
シマジン	0.03 mg/L	0.003 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L	0.02 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L	0.01 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L	0.01 mg/L
ほう素及びその化合物	10 mg/L*1	1 mg/L
ふっ素及びその化合物	8 mg/L*1	0.8 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸性化合物	100 mg/L*2	10 mg/L*2
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L	0.05 mg/L

*1：海域以外の公共用水域に排出されるもの
 *2：アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
 *3：上水道水源地域に適用する有害物質に係る上乗せ排水基準
 *4：大阪府生活環境の保全等に関する条例における許容限度は、「検出されないこと。」

表4-1.27(2) 水質汚濁防止法等に基づく排水基準

項目	許容限度		
	水質汚濁防止法	水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例	大阪府生活環境の保全等に関する条例
水素イオン濃度(水素指数)	5.8~8.6 ^{*1}	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD(生物化学的酸素要求量)	160mg/L (日間平均120mg/L)	25mg/L ^{*3} (日間平均20mg/L)	25mg/L ^{*3} (日間平均20mg/L)
COD(化学的酸素要求量)	160mg/L ^{*2} (日間平均120mg/L)	25mg/L ^{*3} (日間平均20mg/L)	25mg/L ^{*3} (日間平均20mg/L)
SS(浮遊物質)	200mg/L (日間平均150mg/L)	65mg/L ^{*3} (日間平均50mg/L)	65mg/L ^{*3} (日間平均50mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L	3mg/L ^{*4}	3mg/L ^{*4}
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30mg/L	10mg/L ^{*4}	10mg/L ^{*4}
フェノール類含有量	5mg/L	1mg/L	1mg/L
銅含有量	3mg/L	3mg/L	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L	2mg/L	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L	10mg/L	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L	10mg/L	10mg/L
クロム含有量	2mg/L	2mg/L	2mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm ³	日間平均 3,000個/cm ³	日間平均 3,000個/cm ³
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)	—	120mg/L (日間平均60mg/L)
リン含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)	—	16mg/L (日間平均8mg/L)
色又は臭気	—	—	放流先で支障を来すような色又は臭気を帯びていないこと。 ^{*5}
備考	1日当たりの平均的な排水量が50m ³ 以上の特定事業場に係る排水水について適用される。	1日当たりの平均的な排水量が30m ³ 以上の特定事業場に係る排水水について適用される。	1日当たりの平均的な排水量が30m ³ 以上の届出事業場に係る排水水について適用される。(窒素含有量及びリン含有量にあっては、50m ³ 以上)

*1：海域以外の公共用水域に排出されるものに適用する
 *2：化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する
 *3：事業計画地が該当する「B地域」における、1日当たりの平均排水量が30m³以上～200m³未満の新設特定（届出）事業場に係る基準
 *4：事業計画地が該当する「上水道水源地域」における、1日当たりの平均排水量が、30m³以上～1,000m³未満の新設特定（届出）事業場に係る基準
 *5：「色又は臭気」については、1日当たりの平均排水量が30m³以上である特定事業場の排水水についても適用する

表 4-1.27(3) 窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物に係る

削減指導要綱に定める水質管理値

項目	30~50m ³ /日の新設対象事業場の水質管理値（日間平均値）
窒素	30mg/L
リン	2mg/L

出典：「窒素及びその化合物並びにリン及びその化合物に係る削減指導要綱」（平成8年、大阪府）

(3) 騒音

1) 環境基準

騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき表4-1.28に示すとおり定められており、地域の類型、地域の区分及び時間の区分毎に設定されている。また、「四條畷市における騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」（平成24年四條畷市公告第11号）、「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について」（交野市告示24第67号）、「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成24年生駒市告示第60号）については、表4-1.29のとおり指定されている。

表4-1.28(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌6時）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A：専ら住居の用に供される地域
B：主として住居の用に供される地域
C：相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される地域

表4-1.28(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間（6時～22時）	夜間（22時～翌6時）
70デシベル以下	65デシベル以下

備考：個別の住戸等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、府道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）
- ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1号に掲げる自動車専用道路

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
- ② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表4-1.29 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

【四條畷市】

地域の類型	該 当 地 域
A	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域

出典：「四條畷市における騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定」
(平成24年四條畷市公告第11号)

【交野市】

地域の類型	該 当 地 域
A	都市計画法第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第2章の規定により定められた第一種住居地域及び第二種住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域
C	都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定について」
(交野市告示24第67号)

【生駒市】

地域の類型	該 当 地 域
A	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

出典：「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成24年生駒市告示第60号）

2) 騒音に係る規制

「騒音規制法」（昭和43年法律第98号）、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「奈良県生活環境保全条例」（平成8年奈良県条例第8号）に基づき工場騒音、建設作業騒音、自動車騒音の規制が行われている。

工場騒音の規制基準については表4-1.30、建設作業騒音の規制基準については表4-1.31のとおり定められている。なお、事業計画地の敷地は交野市域であり、奈良県生駒市と接している。

自動車騒音については、「騒音規制法」により表4-1.32のとおり要請限度が定められている。この限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なわれていると認められるときは、市町村長は公安委員会に対して道路交通法の規定による措置をとることを要請し、または、道路管理者等には道路構造の改善等の意見を述べるができるとなっている。

表4-1.30(1) 工場・事業場騒音の規制基準

【交野市】

時間の区分		朝 (6時～8時) 単位：デシベル	昼間 (8時～18時) 単位：デシベル	夕 (18時～21時) 単位：デシベル	夜間 (21時～翌6時) 単位：デシベル
区域の区分					
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第二種区域の境界線から15m以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60
備考					
1 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。 第一種区域：第一種低層住居専用地域 第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに用途地域の指定のない地域 第三種区域：近隣商業地域及び準工業地域 第四種区域：工業地域					
2 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所であって、昭和45年4月1日において既に設置されているものをいう。					

出典：「騒音規制法に基づく規制基準の設定について」（交野市告示24第59号）

表4-1. 30(2) 工場・事業場騒音の規制基準

【生駒市】

時間の区分 区域の区分	朝 (6時～8時) 単位：デシベル	昼間 (8時～18時) 単位：デシベル	夕 (18時～22時) 単位：デシベル	夜間 (22時～翌6時) 単位：デシベル
第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区（第三種区域に該当する区域を除く。）	45	50	45	40
第二種区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。）及びその他の区域	50	60	50	45
第三種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	60	65	60	50
備考 1 (1)第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び風致地区は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地区又は地域をいう。 (2)その他の区域は、(1)に規定する地区、地域及び区域以外の地域をいう。 2 学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホーム（第1種区域内に所在するものを除く）の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、規制基準の値から5デシベルを減じた値とする。				

出典：「騒音規制法の規定に基づく指定地域の規制基準」（平成24年生駒市告示第62号）

表4-1.31 特定建設作業に伴う騒音規制基準

区分	第一号区域	第二号区域
基準値	85デシベル以下	
作業時間	19～7時の時間内でないこと 1日当たり10時間を超えないこと	22～6時の時間内でないこと 1日当たり14時間を超えないこと
同一場所での作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
作業の種類 (騒音規制法・大阪府条例・奈良県条例)	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く) 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る)を使用する作業(さく岩機の動力として使用するものを除く) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く) 6. バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る)を使用する作業 7. トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る)を使用する作業 8. ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る)を使用する作業 	
作業の種類 (大阪府条例)	<ol style="list-style-type: none"> 9. 6,7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 	
<p>(区分)</p> <p>【交野市】 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第二号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域 第二号区域：工業地域</p> <p>【生駒市】 第一号区域：以下に示す区域(平成24年生駒市告示第62号で指定する第一種区域、第二種区域、第三種区域等) ・第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区(第三種区域に該当する区域を除く。) ・第二種区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域(これらの地域のうち第一種区域に該当する区域を除く。)及びその他の区域 ・第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 ・学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内 第二号区域：第一号区域以外の地域</p>		

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号)

「奈良県生活環境保全条例施行規則」(平成9年奈良県規則第41号)

「騒音規制法に基づく特定建設作業の規制区域の指定について」(交野市告示24第61号)

「特定建設作業に伴う騒音の規制基準の地域区分」(平成24年生駒市告示第63号)

表4-1.32 自動車騒音の要請限度

区域区分		時間区分	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

注1) a区域、b区域、c区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域とする。

【四條畷市】

(1)a区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
(2)b区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
(3)c区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

【交野市】

(1)a区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
(2)b区域：第一種住居地域及び第二種住居地域並びに用途地域の指定のない地域
(3)c区域：近隣商業地域、準工業地域及び工業地域

【生駒市】

(1)a区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び風致地区（c区域に該当する区域を除く。）
(2)b区域：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（これらの地域のうちa区域に該当する区域を除く。）及びその他の区域
(3)c区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

注2) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう)に係る限度は、上表の規定にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成24年四條畷市公告第12号）

「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度の区域の指定について」（交野市告示24第60号）

「騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等」（平成24年生駒市告示第64号）

(4) 振動

「振動規制法」（昭和51年法律第64号）、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「奈良県生活環境保全条例」に基づき工場振動、建設作業振動、道路交通振動の規制が行われている。

工場振動の規制基準については表4-1.33、建設作業振動の規制基準については表4-1.34のとおり定められている。

道路交通振動については、「振動規制法」により表4-1.35のとおり要請限度が定められている。この限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なわれていると認められるときは、市町村長は公安委員会に対して道路交通法の規定による措置を執ることを要請し、または、道路管理者に対して道路補修等の措置をとるべきことを要請することができる。

表4-1.33 工場・事業場振動の規制基準

【交野市】

区域の区分		時間の区分	昼間 (6時～21時) 単位：デシベル	夜間 (21時～翌6時) 単位：デシベル
第一種区域			60	55
第二種区域（Ⅰ）			65	60
第一種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第一種区域の境界線から15m以内の区域		65	60
	その他の区域		70	65
備考				
<p>1 第一種区域、第二種区域（Ⅰ）及び第二種区域（Ⅱ）とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。</p> <p>第一種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに用途地域の指定のない地域</p> <p>第二種区域（Ⅰ）：近隣商業地域及び準工業地域</p> <p>第二種区域（Ⅱ）：工業地域</p> <p>2 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館並びに特別養護老人ホームであって、昭和52年12月1日において既に設置されているものをいう。</p>				

出典：「振動規制法に基づく規制基準の設定について」（交野市告示24第63号）

【生駒市】

区域の区分		時間の区分	昼間 (8時～19時) 単位：デシベル	夜間 (19時～翌8時) 単位：デシベル
第一種区域		第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域	60	55
第二種区域		近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60
備考				
<p>1 (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定による都市計画において定められている地域をいう。</p> <p>(2) その他の地域とは、(1)に規定する地域以外の地域をいう。</p> <p>2 学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、上表の規制基準より5デシベルを減じた値とする。</p>				

出典：「振動規制法に基づく特定工場等の規制基準」（平成24年生駒市告示第66号）

表4-1.34 特定建設作業に伴う振動規制基準

区分	第一号区域	第二号区域
基準値	75デシベル以下	
作業時間	19～7時の時間内でないこと 1日当たり10時間を超えないこと	22～6時の時間内でないこと 1日当たり14時間を超えないこと
同一場所での作業期間	連続6日を超えないこと	
作業日	日曜日その他の休日でないこと	
作業の種類 (振動規制法・ 大阪府条例・ 奈良県条例)	1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業にかかる2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る) 4. ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る)	
作業の種類 (大阪府条例)	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る)を使用する作業	
〈区分〉 【交野市】 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち第二号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域 第二号区域：工業地域 【生駒市】 第一号区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに学校、保育所、病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの)、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域内の地域 第二号区域：第一号区域以外の地域		

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年総理府令第58条)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成6年大阪府規則第81号)

「奈良県生活環境保全条例施行規則」(平成9年奈良県規則第41号)

「振動規制法に基づく特定建設作業の規制に係る区域の指定について」

(交野市告示24第64号)

「振動規制法施行規則の規定に基づく特定建設作業の規制地域の区分」

(平成24年生駒市告示第67号)

表4-1.35 道路交通振動の要請限度

【大阪府】

区域区分	時間区分	昼間 (6時～21時)	夜間 (21時～翌6時)
第一種区域		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域		70 デシベル	65 デシベル
〈区分〉 【四條畷市】 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域 第二種区域：近隣商業地域及び準工業地域 【交野市】 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域並びに用途地域の指定のない地域 第二種区域：近隣商業地域、準工業地域及び工業地域			

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）
 「振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間の区分」
 （平成24年四條畷市公告第15号）
 「振動規制法に基づく道路交通振動の限度に係る区域及び時間の区分について」
 （交野市告示第24第65号）

【生駒市】

区域区分	時間区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～翌8時)
第一種区域		65 デシベル	60 デシベル
第二種区域		70 デシベル	65 デシベル
〈区分〉 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びその他の地域 第二種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域			

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）
 「振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度を定める区域及び時間の区分」
 （平成24年生駒市告示第68号）

(5) 悪臭

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）では、事業活動に伴って発生する悪臭原因物質のうちアンモニア等22の特定悪臭物質濃度による規制及び多種多様な複合臭等に対応可能な、人の嗅（きゅう）覚を用いた臭気指数による規制を行っている。

敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準は、表4-1.36に示すとおりである。また、気体排出口においては、流量による規制基準(13物質*)が定められている。交野市、四條畷市及び奈良県生駒市では、この特定悪臭物質濃度による規制が行われている。また、大阪市及び堺市などの市町村では、特定悪臭物質濃度による規制ではなく、表4-1.37のとおり臭気指数による規制が行われている。

その他に、排出水中の濃度に係る規制基準(4物質)がある。

* 気体排出口における規制基準13物質

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン

表4-1.36(1) 敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準

【交野市】

(単位：ppm)

物質名	規制基準	物質名	規制基準
アンモニア	1 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	イソブタノール	0.9 以下
硫化水素	0.02 以下	酢酸エチル	3 以下
硫化メチル	0.01 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
二硫化メチル	0.009 以下	トルエン	10 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	スチレン	0.4 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	キシレン	1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	プロピオン酸	0.03 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	ノルマル酪酸	0.001 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	ノルマル吉草酸	0.0009 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下	イソ吉草酸	0.001 以下

指定地域：交野市全域

【特定悪臭物質規制が導入されている市町】

豊中市、池田市、泉大津市、守口市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、太子町、河南町、千早赤阪村

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定について」（交野市告示24第66号）等

表4-1.36(2) 敷地境界における特定悪臭物質濃度による規制基準

【生駒市】

(単位:ppm)

物質名	一般地域	順応地域
アンモニア	1 以下	2 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	0.004 以下
硫化水素	0.02 以下	0.06 以下
硫化メチル	0.01 以下	0.05 以下
二硫化メチル	0.009 以下	0.03 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	0.02 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	0.1 以下
プロピオンアルデヒド	0.05 以下	0.1 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下	0.03 以下
イソブチルアルデヒド	0.02 以下	0.07 以下
ノルマルバレールアルデヒド	0.009 以下	0.02 以下
イソバレールアルデヒド	0.003 以下	0.006 以下
イソブタノール	0.9 以下	4 以下
酢酸エチル	3 以下	7 以下
メチルイソブチルケトン	1 以下	3 以下
トルエン	10 以下	30 以下
スチレン	0.4 以下	0.8 以下
キシレン	1 以下	2 以下
プロピオン酸	0.03 以下	0.07 以下
ノルマル酪酸	0.001 以下	0.002 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	0.002 以下
イソ吉草酸	0.001 以下	0.004 以下
規制地域 生駒市全域 備考 1 (1) 一般地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び風致地区の地域・地区に指定されている地域をいう。 (2) 順応地域とは、一般地域に規定する地域以外の地域をいう。		

出典：「悪臭防止法に基づく悪臭の規制基準」（平成24年生駒市告示第69号）

表4-1.37 臭気指数規制基準

規制項目	臭気指数規制基準値
敷地境界線上の規制基準（1号基準）	10以下
気体排出口の規制基準（2号基準）	臭気の拡散状況を勘案して、排出口の高さに応じた臭気排出強度又は排出気体の臭気指数
排水水の規制基準（3号基準）	26以下
規制地域	大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、高槻市、貝塚市、茨木市、泉佐野市、松原市、箕面市、高石市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

出典：「悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準」（平成18年大阪府告示第1229号）等

(6) 土壌汚染

1) 環境基準

「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準は、表4-1.38に示すとおり定められている。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」により、1,000pg-TEQ/g以下と定められている。

表4-1.38 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備考	<p>1. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち、検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。</p> <p>2. 「検液中に検出されないこと」とは、各測定物質に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びUEPNをいう。</p>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月環境庁告示46号）

2) 規制基準等

「土壤汚染対策法」（平成14年法律53号）においては、土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としている。土壤含有量基準（直接摂取によるリスク）と土壤溶出量基準（地下水等の摂取によるリスク）は表4-1.39に示すとおりであり、土壤中の有害物質の含有量又は溶出量がリスク管理を必要とする濃度レベルを超えている場合はリスク低減のために必要な措置を行うことが求められている。

土壤汚染状況調査については、①有害物質使用特定施設の使用の廃止時、②3,000m²以上の土地の形質変更の届出の際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき、③土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときに実施される。調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合には、区域が①土地の形質変更時に届出が必要な区域（形質変更時要届出区域）、②盛土、封じ込め等の対策が必要な区域（要措置区域）に分類され、要措置区域は都道府県知事が必要な対策を指示することとなっている。また、要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壤をこれらの区域外に搬出しようとする者に対し、都道府県知事への事前届出、計画の変更命令、運搬に係る基準に違反した場合の措置命令、汚染土壤に係る管理票の交付及び保存の義務等が規定されている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」においては、3,000m²以上の土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地における過去の管理有害物質の使用の状況等を調査し、その結果を知事に報告しなければならない。さらに、当該土地において、過去にダイオキシン類が発生し、又は処理された可能性があるとして認められる場合には、当該土地の所有者等は、当該土地の土壤のダイオキシン類による汚染の状況について調査し、その結果を知事に報告しなければならないと定められている。

さらに、調査の結果、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合には、知事は、①土地の形質変更時に届出が必要な区域（要届出管理区域）と②盛土、封じ込め等の対策が必要な区域（要措置管理区域）を指定することとなっている。管理有害物質は表4-1.39に示すとおり、土壤汚染対策法に規定された特定有害物質25物質に、ダイオキシン類が追加されている。

表4-1.39 土壤汚染に係る規制基準

分類	項目	含有量基準 (mg/kg)	溶出量基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	
管理有害物質（府条例） 特定有害物質（土壤汚染対策法）	揮発性有機化合物 （第1種特定有害物質）	四塩化炭素	—	0.002以下	0.02以下
		1,2-ジクロロエタン	—	0.004以下	0.04以下
		1,1-ジクロロエチレン	—	0.02以下	0.2以下
		シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04以下	0.4以下
		1,3-ジクロロプロペン	—	0.002以下	0.02以下
		ジクロロメタン	—	0.02以下	0.2以下
		テトラクロロエチレン	—	0.01以下	0.1以下
		1,1,1-トリクロロエタン	—	1以下	3以下
		1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006以下	0.06以下
		トリクロロエチレン	—	0.03以下	0.3以下
		ベンゼン	—	0.01以下	0.1以下
	重金属等 （第2種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 150以下	カドミウム 0.01以下	カドミウム 0.3以下
		六価クロム化合物	六価クロム 250以下	六価クロム 0.05以下	六価クロム 1.5以下
		シアン化合物	遊離シアン 50以下	シアンが検出され ないこと	シアン1.0以下
		水銀およびその化合物 うちアルキル水銀	水銀 15以下	水銀 0.0005以下 検出されないこと	水銀 0.005以下 検出されないこと
		セレン及びその化合物	セレン 150以下	セレン 0.01以下	セレン 0.3以下
		鉛及びその化合物	鉛150以下	鉛0.01以下	鉛0.3以下
		砒素及びその化合物	砒素150以下	砒素0.01以下	砒素0.3以下
		ふっ素及びその化合物	ふっ素4000以下	ふっ素0.8以下	ふっ素24以下
		ほう素及びその化合物	ほう素4000以下	ほう素1以下	ほう素30以下
	農薬等 （第3種特定有害物質）	シマジン	—	0.003以下	0.03以下
		チウラム	—	0.006以下	0.06以下
		チオベンカルブ	—	0.02以下	0.2以下
		PCB	—	検出されないこと	0.003以下
		有機りん化合物	—	検出されないこと	1以下
		ダイオキシン類	1000pg-TEQ/g 以下	—	—

出典：「土壤汚染対策法施行規則」（平成14年12月環境省令第29号）
「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年大阪府規則第81号）

(7) 環境基本計画等

1) 環境基本計画

環境に関する基本的な計画として、大阪府では「大阪21世紀の新環境総合計画」、四條畷市では「四條畷市環境基本計画」、交野市では「交野市環境基本計画」、奈良県では「新奈良県環境総合計画」、生駒市では「生駒市環境基本計画」が策定されている。

① 大阪21世紀の新環境総合計画

新環境総合計画「大阪21世紀の新環境総合計画」は、大阪府の2025年の将来の姿を現した「将来ビジョン・大阪」に示された「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化し、広く大阪府の環境施策に関する基本方針や具体的手順を示したもので、平成23年3月に策定されている。その概要は、表4-1.40に示すとおりである。計画の期間は2020（平成32）年までの10年間とし、府民の参加と行動のもと、「低炭素省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」、「健康で安心して暮らせる社会の構築」の4つの分野で施策を推進し、あわせて「魅力と活力ある地域づくり」を進めていくこととしている。

表4-1.40(1) 大阪21世紀の新環境総合計画の概要

計画期間	長期的に目指す将来像を見据え、2020(平成32)年までの10年間
府民の参加・行動	<ul style="list-style-type: none"> ・低炭素省エネルギー社会の構築 ・資源循環型社会の構築 ・全てのいのちが共生する社会の構築 ・健康で安心して暮らせる社会の構築
目指す将来像	<p>府民がつくる、暮らしやすい環境・エネルギー先進都市</p> <p>分野ごとの長期的将来像（概ね2050年頃）各分野毎の目指す将来像</p> <ul style="list-style-type: none"> ■低炭素・省エネルギー社会 建物の高断熱化や機器の省エネ、省CO₂化が飛躍的に進み、再生可能エネルギーやCO₂排出量の少ない自動車が広く普及するなど、温室効果ガスの排出量が1990年度から80%削減されている。 ■資源循環型社会 資源の循環的な利用が自立的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。 また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。 ■全てのいのちが共生する社会 生物多様性への人々の理解が進み、生物多様性に配慮した行動によって、豊かな森林、農空間、里地・里山、河川、海等が維持されている。また、生息環境を回復するための取組みが各地で行われた結果、大阪は身近に生き物と触れ合える、水とみどり豊かな都市となっている。 ■健康で安心して暮らせる社会 環境保全目標を全て満足し、澄みわたる空、深呼吸したくなる大気となっている。 人の健康が保全されるとともに豊かな生態系が育まれ、身近に人と水がふれあえ、生活に潤いをあたえる水環境となっている。 環境リスクの高い化学物質の排出削減が進むとともに、リスク管理やリスクコミュニケーションが定着し、化学物質によるリスクが最小化されている。

表4-1.40(2) 大阪21世紀の新環境総合計画の概要（続き）

分野	施策の方向	目標
低炭素省エネルギー社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国の取組みと連動し、1990年度比で25%の温室効果ガス排出量を削減 ・ 府域で保有される自動車のうちエコカーの割合を50%に増やす。 ・ 府域の太陽光発電の導入によるCO₂削減量を2009年度比で30倍以上に増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> ● あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れて、低炭素化に向けた効果的な取組みを促進 ・ 産業・業務、住宅・建築物、運輸・交通の低炭素化 ・ 再生可能エネルギー等の普及 ・ 森林整備によるCO₂吸収の促進
資源循環型社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資源の循環をさらに促進 ・ 一般廃棄物 リサイクル率を倍増させる。 ・ 産業廃棄物 最終処分量をさらに削減する。 ■ リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大 ・ リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増させる。 ・ 資源物を分別している府民の割合を概ね100%にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生産・流通、消費、再生・処理、最終処分各段階における資源の循環に向けた取組みを促進 ・ 再生原料・再生可能資源の利用促進 ・ 廃棄物排出量の削減 ・ リサイクル率の向上 ・ 最終処分量の削減 ・ 廃棄物の適正処理の徹底
全てのいのちが共生する社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生物多様性の府民認知度を70%以上に ■ 生物多様性の損失を止める行動を拡大 ・ 活動する府民を30%増加する。 ・ 保安林、鳥獣保護区等の地域指定を新たに約2000ha拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性についての府民理解を促進し、生物の生息環境の保全と回復への行動を促進 ・ 生物多様性の重要性の理解促進 ・ 生物多様性に配慮した行動促進 ・ 府民と連携したモニタリング体制の構築 ・ 生物多様性保全に資する地域指定の拡大 ・ エコロジカルネットワークの構築推進
健康で安心して暮らせる社会の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大気環境をさらに改善 ・ 二酸化窒素の日平均値0.06ppm以下を確実に達成すると共に、0.04ppm以上の地域を改善する。 ・ 微小粒子状物質(PM_{2.5})の環境保全目標を達成する。 ・ 光化学オキシダント濃度0.12ppm(注意報発令レベル)未満を目指す。 ■ 人と水がふれあえ、水道水源となりうる水質を目指し、水環境をさらに改善 ・ BOD(生物化学的酸素要求量)3mg/L以下(環境保全目標のB類型)を満たす河川の割合を8割にする。 ■ 多様な生物が棲む、豊かな大阪湾にする。 ・ 底層DO(溶存酸素量)5mg/L(湾奥部は3mg/L)以上を達成する。 ・ 藻場を造成(藻場面積を400haを目指す)する。 ■ 環境リスクの高い化学物質の排出量を2010年度より削減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車排出ガス対策や工場等の固定発生源対策を推進 ・ 自動車から排出される窒素酸化物(NOx)と粒子状物質(PM)の削減対策の推進 ・ 微小粒子状物質(PM_{2.5})の現状把握と対策の検討・実施 ・ 揮発性有機化合物(VOC)の排出削減 ・ 建築物の解体工事に伴うアスベストの飛散防止対策の徹底 ● 流域の特性に応じた水質、水量、水生生物、水辺等を総合的に捉えて対策を推進 ・ 生活排水の100%適正処理を目指した生活排水処理対策の促進や総量規制等の工場・事業場排水対策の推進 ・ 健全な水循環の保全・再生 ・ 大阪湾の環境改善対策の推進 ● 環境リスクの高い化学物質の排出削減や、予防的取組みの推進、様々な主体の環境リスクについての理解促進 ・ 環境リスクの高い化学物質の排出削減 ・ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進 ・ 残留性有機汚染物質や汚染土壌等の適正管理・処理
魅力と活力ある快適な地域	<ul style="list-style-type: none"> ● 快適な生活環境が確保された「暮らしやすい」、「働きやすい」、「訪れたいくなる」都市を目指す。 ・ みどり豊かな自然環境の保全・再生 みどりの風を感じるネットワークの形成 街の中に多様なみどりを創出 みどりの行動の促進ヒートアイランド現象の緩和 ・ 騒音・振動の防止 ・ 魅力ある景観の形成 歴史的・文化的環境の形成 	

表4-1.40(3) 大阪21世紀の新環境総合計画の概要（環境保全目標）

項目		目標値	対象地域
大気汚染	大気汚染	環境基準 (光化学オキシダントについては環境基準に加えて、非メタン炭化水素濃度については下表*1)	府内全域 ただし、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域
水質汚濁	健康項目	環境基準	全公共用水域
	生活環境項目(河川)	環境基準	環境基準の類型指定地域
	特殊項目(河川)	下表*2	上水道水源水域・水域類型C以上の河川
	底質(河川)	下表*3	全公共用水域
地盤環境	地盤高	地盤沈下を進行させない	府内全域
	地下水	水質汚濁に係る環境保全目標・健康項目に同じ	
	土壌汚染	環境基準	府内全域
騒音・振動	環境騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音	環境基準	環境基準の類型指定地域
	鉄軌道騒音、建設作業騒音、小規模飛行場騒音、振動、低周波音	大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域

*1 非メタン炭化水素濃度

項目	目標値
非メタン炭化水素	非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること

*2 特殊項目（河川）

項目	対象水域	
	上水道水源水域	その他の水域 (水域類型C以上の河川)
フェノール類	0.005 mg/L以下	0.01 mg/L以下
銅	0.05 "	0.05 "
亜鉛	0.1 "	0.1 "
溶解性鉄	0.3 "	1.0 "
溶解性マンガン	0.05 "	1.0 "
全クロム	0.05 "	1.0 "
アンモニア性窒素	0.1 "	1.0 "
陰イオン活性剤	0.5 "	0.5 "
ノルマルヘキサン抽出物質	0.01 "	0.01 "

*3 底質（河川）

項目	環境保全目標	対象水域
P C B	10 mg/kg	全公共用水域
水 銀	25 mg/kg	
ダイオキシン類	25 pg-TEQ/g	

② 四條畷市環境基本計画

四條畷市では、「四條畷市環境基本条例」（平成18年条例第26号）の規定に基づき、環境関連の施策を総合的かつ計画的に推進していくために、市民、市民団体、事業者、市がそれぞれの役割のもと、協働して良好な環境を保全していくための具体的な行動指針を示した、「四條畷市環境基本計画」を平成19年6月に策定している。また、本計画は、平成19～28(2007～2016)年度の10年間としており、社会経済状況の変化、科学技術の進展、環境問題自体の変化を見据え、中間年の平成23年度(2011年度)に見直しを行い、平成24年度(2012年度)からの5年間を後期計画として新たに取り組みを進めている。本計画の概要は、表4-1.41に示すとおりである。

表4-1.41 四條畷市環境基本計画の概要

計画の期間	平成19～28(2007～2016)年度の10年間 中間年の平成23(2011)年度に見直し
まちの環境像	「人と自然にやさしい環境都市 四條畷」
長期目標と基本施策	<ol style="list-style-type: none"> 1. ひと 環境をよくするため全てのひとの参加と協働を目指します。 <ol style="list-style-type: none"> 1 活動体制の整備（市民参加の促進、情報提供の充実） 2 人材の育成（環境教育・学習の充実） 2. まち 自然と共生し、快適で潤いのあるまちを目指します。 <ol style="list-style-type: none"> 1 森林の保全（森林の適正管理、動植物の保護） 2 水辺の保全（河川の保全、水辺の生物保護） 3 自然とのふれあいの推進 4 緑化の推進（市街地緑化の推進、農地の保全と活用） 5 快適な住環境の整備（美化活動、公園の保全・整備、環境に配慮した交通への取組） 6 景観や歴史的文化的遺産の保全（文化財の保護、まちなみ景観の保全） 3. 暮らし 環境への負荷の少ない生活をし、地球にやさしい暮らしを目指します。 <ol style="list-style-type: none"> 1 循環型社会の構築（ごみの3Rの推進、ごみの適正処理） 2 生活の中の水循環の保全（生活排水の適正処理、水の循環利用） 3 健康に暮らす生活環境の保全（大気の保全、騒音・振動の防止、化学物質による環境リスクの低減） 4 地域から取り組む地球環境問題（地球温暖化対策の推進、オゾン層の保護、酸性雨の防止）

出典：「四條畷市環境基本計画」（平成19年、四條畷市）

④ 新奈良県環境総合計画

奈良県では、環境問題の態様の変化、内外の経済社会情勢の変化等に対応し、持続可能な循環型社会を構築し次の世代に恵み豊かな環境を引き継いでいくため、新しい課題にも的確に対応した施策展開を図ることを目的として、「新奈良県環境総合計画」を平成18年3月に策定している。本計画の概要は、表4-1.43に示すとおりである。現行の計画が計画期間の中間年を迎えることから、豊かな自然環境と優れた歴史景観を将来にわたって継承し、新たな環境課題にも対応した施策展開を図るため、現在、計画の見直しを進めている。

表4-1.43 新奈良県環境総合計画の概要

計画の期間	平成18～27(2006～2015)年度の10年間
基本理念	豊かな自然・優れた歴史との共生、持続可能なくらしの創生
5つの基本目標	(1) 豊かな自然及び歴史的文化遺産と県民生活との共生 (2) 快適・安全な生活環境の創造 (3) 持続的発展が可能な循環型社会の構築 (4) 地球環境保全への取り組みの推進 (5) 参加と協働による環境保全への取り組みの推進
環境指標	将来の目標値を県民の皆様に関わりやすくなるよう、具体的に45項目の数値で示している。今後、この環境白書等を通じ県民の皆様に進捗状況を公表する。

⑤ 生駒市環境基本計画

生駒市では、「生駒市環境基本条例」(平成11年条例第11号)の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「生駒市環境基本計画」を策定している。本計画の概要は、表4-1.44に示すとおりである。

表4-1.44 生駒市環境基本計画の概要

計画の期間	平成21～30(2009～2018)年度の10年間 計画策定後5年を目安とし、見直し、更新
総合ビジョン	豊かな自然と歴史と未来が融合したまち「いこま」
分野別ビジョン	○自然環境・・・四季を感じられる生駒 ○せいかつ環境・・・「すてる」をすてた地球にやさしいくらし ○まち・みち環境・・・歩きたくなるたのしいまち・みち ○エネルギー環境・・・省エネと自然エネルギーで快適に暮らせるまち
5つの指標	目標
1. CO ₂ 排出量の削減	平成18年度と比べて14%削減
2. ごみ排出量の削減	・家庭系ごみ：1人1日の排出量を平成30年度573g(平成19年度の15%減) ・再資源化率：29.13%向上 ・事業系ごみ：6,789tに削減
3. 公共交通の増加	・鉄道利用者数：0.5%増 ・路線バス利用者数：10%増(生駒駅及び東生駒駅を発着するバス路線のみ) ・コミュニティバスなど、 代替交通の新規路線数：複数ルート実現
4. 河川水質	・竜田川の水質(観測地点年間平均)BOD値：5mg/l以下 ・メダカがどこでも当たり前に見られる川
5. 参加人数	・生駒市環境基本計画推進組織主催・共催の講座や行事への参加者が、10年間延べ人数で、生駒市の総人口(約11万7千人)と同数

2) 緑の計画

① みどりの大阪推進計画

大阪府では、平成21年12月、「将来ビジョン・大阪」で示す「みどりの風を感じる大都市 オンリー1」の実現に向けた具体的な戦略を立てるため、「みどりの大阪推進計画」を策定している。この計画は、みどりの保全・創出にかかる総合的な方針を表す「みどりの大阪21推進プラン」（平成8年策定）と、広域的観点から見たみどりの確保目標水準や配置計画などを示すとともに市町村「緑の基本計画」の指針ともなる「大阪府広域緑地計画」（平成11年策定）を統合し、「みどり」における総合的な計画として、都市計画の観点も含めた視点で施策の推進方向や実現戦略を示している。その概要は、表4-1.45に示すとおりである。

表4-1.45 みどりの大阪推進計画の概要

計画期間	21世紀の第1四半期（2025年（H37））まで
緑地の確保目標	府域面積に対する割合を約4割以上確保
緑化の目標 （市街化区域）	緑被率20%（現況の1.5倍） 従来からの「樹林・樹木のみを対象とする緑被率」15%を目指しつつ、“樹木の植栽困難地でのみどりの確保”や“ヒートアイランド現象の緩和”等を早急に進める観点から、「樹林・樹木に芝生等を含む草地等を加えた緑被率」を新たな指標として設定しました。
緑の配置方針	<ul style="list-style-type: none"> ・骨格となるみどりをつなげる 周辺山系、臨海部、主要道路、主要河川、大規模公園等の骨格となるみどりの拠点や軸を保全・創出します。生物多様性保全の視点も活かします。 ・骨格を厚く広げる 骨格周辺の多様な主体によるみどりづくりと連携し、厚みと広がりのあるみどりを形成します。 ・公共空間や民有地の多様なみどりをつなぐ 樹林地・農空間の保全、道路、公園、学校等の公共空間や壁面・屋上など民有地のみどりの充実を図り、広がりのあるみどりを形成します。 ・海と山をつなぐみどりの風の軸を作る。
4つの基本戦略	
基本戦略－1 みどり豊かな自然環境の保全・再生	周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現。
基本戦略－2 みどりの風を感じるネットワークの形成	主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、山や海の豊かな自然を都市へと導く、みどりの連続性や厚み・広がり確保します。
基本戦略－3 街の中に多様なみどりを創出	屋上・壁面など様々な空間にみどりを増やし、つなぎ、広げ、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進めます。
基本戦略－4 みどりの行動の促進	府民や企業、NPOとの協働による保全の体制や仕組みづくりにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指します。

② 四條畷市緑の基本計画

四條畷市では、豊かな緑の保全と市街地の緑の創出をめざした緑のオープンスペースの総合計画である「四條畷市緑の基本計画」を平成17年3月に策定した。その計画の基本方針は表4-1.46に示すとおりである。

表4-1.46 四條畷市緑の基本計画の基本方針

基本方針	
<p>緑をまもる (緑の保全)</p> <p>北生駒山系の豊かな緑のまちなかの緑を保全する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○北生駒山系の緑の保全 ○市街地の緑の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地の保全 ・保護樹林の保全 ・里山の保全 ・社寺の森等の歴史的資源の保全
<p>緑をつくる (緑の創造)</p> <p>生活にうるおいを与える緑空間を創造する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な公園・緑地の整備 ○緑の拠点をつくる (都市の核となる公園・緑地の整備)
<p>緑をそだてる (緑の育成と緑化の推進)</p> <p>市民・企業・行政の協働により、緑化の推進を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市民等の緑化推進活動の支援 ○緑に関する意識啓発 ○生垣助成制度の推進 ○緑化協定制度の推進 ○公共公益施設の緑化推進 ○芝生による校内緑化の推進 ○ヒートアイランド対策としての屋上・壁面の緑化推進 ○工業地・商業地の緑化推進 ○記念植樹の実施 ○市民の森の整備
<p>緑をつかう (緑の活用)</p> <p>つくられた緑を積極的に活用する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○北生駒山系の緑の活用 ○水源涵養の緑の活用 ○身近な公園・緑地の積極的な活用
<p>緑をめぐる (緑の回廊)</p> <p>緑の拠点を道路・河川で結び、緑のネットワークを形成する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○道路緑化と既存緑道の機能向上 ○緑豊かな水辺空間の創造 ○緑のスポット形成 ○緑の拠点のネットワーク化

③ 交野市緑の基本計画

「交野市緑の基本計画」は、交野市総合計画における緑の部分計画であり、交野市自然環境の保全等に関する条例に基づき交野の良好な自然環境と快適な都市環境を保全・創出し、都市緑化を総合的に推進していくための指針として平成14年4月に策定されたが、平成22年3月の第二京阪道路の開通等による社会・地域情勢の変化に対応するため、交野市総合計画及び都市計画マスタープラン等と整合性を図りながら見直し作業を行い、平成23年4月より新たな交野市緑の基本計画として発効された。その計画の概要は表4-1.47に示すとおりである。

表4-1.47 交野市緑の基本計画の概要

計画の目標		市内の緑地を市域面積の59%以上 都市公園などの一人あたりの面積を概ね13m ² 以上
基本方針		施策
I	交野らしさを象徴する 緑の保全・活用	A 山地・里山の保全と活用 B 田園空間の保全と活用 C 集落地の緑の保全と活用 D 天野川の保全と活用
II	安全・快適な市民生活 を支える緑の基盤づくり	E 都市公園等の整備 F 安全な緑の都市空間の形成 G 花と緑のまちなみ形成 H 自然と共生する快適な都市環境の形成
III	里山の息吹を市街地に 吹き込む緑のネットワ ークづくり	I 第二京阪道路をいかした緑の景観軸づくり J 花と緑のうるおいの道づくり K 緑豊かな水辺空間の創造 L 緑のスポットの形成
IV	活気あふれるまちを創 出する緑の拠点づくり	M 人と緑の交流拠点づくり N にぎわいの緑の交流拠点
V	緑のまちを育む人づく り	O 緑に関する意識啓発 P 緑化技術の普及
VI	緑のまちづくりへ参加 する仕組みづくり	Q 参加気運を醸成する仕組みづくり R 市民参加を促進する仕組みづくり
VII	緑のまちづくり活動を 支えるシステムづくり	S 支援システム

④ 生駒市緑の基本計画

生駒市では、平成16年に「生駒市緑の基本計画」を市民参画のもとでとりまとめた。この計画は、市民が今後も緑豊かな都市環境のもとで生活し、次世代にもこの環境を引き継いでいくために、おおむね今後20年間に、市民と市民、市民と行政が協働して取り組むべき“花と緑と自然の都市・まちづくり”の基本的な方向を示したものである。

計画では、本市の花・緑・自然の領域を「山地・丘陵の緑」「河川・ため池などの水辺」「身近な樹林の緑」「公園」「まちなかの花や緑」「庭先・窓辺の花や緑」の6つに分け、それぞれの領域での“花と緑と自然の都市・まちづくり”のあり方を方向づけており、計画目標は表4-1.48に示すとおりである。

表4-1.48 生駒市緑の基本計画の計画目標

緑地確保目標量	将来市街化区域面積 に対する割合		全市域面積 に対する割合	
	おおむね30%		おおむね55%	
都市公園等の 整備目標	現況 (平成12年)	中間年次 (平成22年)	目標年次 (平成32年)	
都市公園	11.58 m ² /人	11.6 m ² /人	12.0 m ² /人	
都市公園等	18.46 m ² /人	21.1 m ² /人	24.0 m ² /人	

3) その他の環境保全計画等

① 大阪地域公害防止計画

大阪府では、昭和47年の第1次大阪地域公害防止計画策定以降、第7次計画までを策定し、平成18年度末をもって、第7次計画の計画期間が終了した。この間、硫黄酸化物による大気汚染対策等にみられるように、公害対策は大きな成果をあげてきた。

今日、生活様式及び産業構造の変化等、社会経済情勢の変化に伴って公害に係る問題が変化しており、依然として都市生活型公害を中心に重点的な取組を要する課題が多く残されていることから、平成19年10月に環境大臣から第8次計画策定の指示があり、この指示に基づき平成19年度から平成22年度までの4年間を実施期間として、第8次計画を策定した。

「第8次大阪地域公害防止計画」は、現状の大阪地域の問題点等について評価分析を行った上で、国の施策と有機的な連携を保ちながら、各種の公害防止施策を総合的かつ計画的に実施することにより、環境への負荷をできる限り低減し、公害の早急な解決を図るとともに、公害の未然防止の徹底に努めることで、地域住民の健康の保護と生活環境を保全することを目的としている。

② 奈良地域公害防止計画

奈良県では、昭和47年度に奈良県大和川流域公害防止計画を策定して以来（昭和62年度に奈良地域公害防止計画として再編）7期にわたり公害防止計画を策定し、同計画に基づいて公害の防止に関する諸施策を推進している。

平成22年度末を計画目標年度とし、環境への負荷をできる限り低減し、公害の早急な解決を図るとともに、公害の未然防止の徹底に努めることにより、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定している。

③ 大阪府地球温暖化対策地域推進計画等

a. 大阪府地球温暖化対策地域推進計画

大阪府では、国の「地球温暖化防止行動計画」に基づき、府域における二酸化炭素排出量を1990年レベルで安定化させるための対策の概要を示した「大阪府地球温暖化対策地域推進計画」を平成7年に策定した。その後、京都議定書の採択により国の削減目標が数値的に示されたことや、地球温暖化対策推進法の制定を踏まえ、平成12年に本計画を改定し、温室効果ガス全体についての削減目標を定め、温室効果ガスの排出削減に向けた施策を推進してきた。

しかしながら、現状では民生・運輸部門を中心に二酸化炭素排出量が増加しており、将来的にも温室効果ガス排出量が増加すると推測されている。このような状況のもと、今後確実に温室効果ガスの排出削減を図るためには、京都議定書目標達成計画に示された諸対策を勘案の上、これまでに進めてきた施策を見直し、削減につながる施策を着実に進めていく必要があることから、平成17年9月に再び改訂され、必要な施策の重点化も含め再構築された。なお、本計画の計画目標は以下のとおり定められている。

計画を推進した結果、目標年度である2010年度の温室効果ガス削減率は、基準年度比（1990年度）で12.1%削減され、削減目標を達成している。

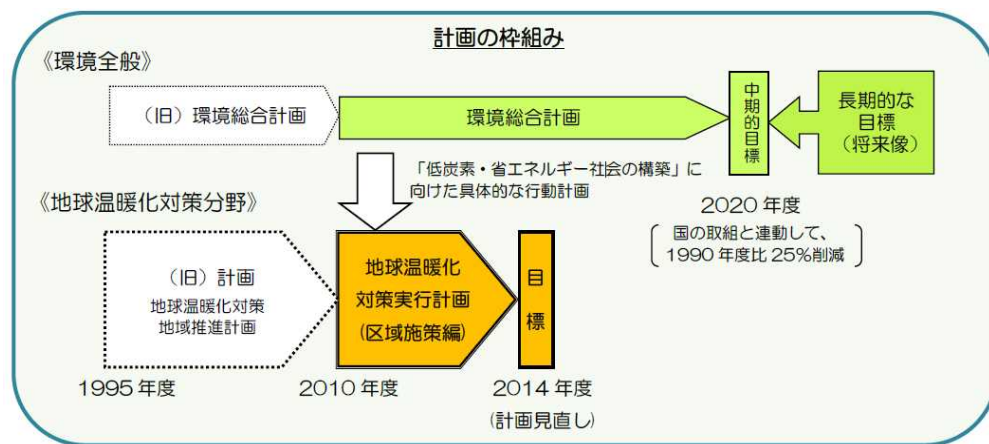
- ・目標年度（2010年度）における温室効果ガス総排出量を基準年度（1990年度）*から9%削減する。
* 代替フロン等は1995年度

b. 温暖化対策ふちょうアクションプラン～大阪府地球温暖化対策実行計画～

大阪府では、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づき、大阪21世紀の新環境総合計画で示した「低炭素・省エネルギー社会の構築」に向けた具体的な行動計画として、平成24年3月に、大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定している。計画の期間は、2012年度から2014年度までの3年間とし、国における目標や方向性などが明らかになれば、計画期間内であっても計画を見直すこととなっている。

本計画の温室効果ガスの削減目標は、2014年度までに温室効果ガス排出量を基準年度*¹比で15%*²削減することとなっている。

- *1 基準年度：二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素は1990年度、代替フロン等は1995年度
 - *2 電気の排出係数は2008年度の値を用いて設定（進行管理にも活用）
- （参考）



④ 奈良県地球温暖化対策地域推進計画

奈良県と奈良県ストップ温暖化県民会議では、地球温暖化を防止する取組を促進するため、県内の各家庭や事業所が具体的・実践的に温室効果ガスの削減に取り組めるよう、「ならストップ温暖化アクションプラン（奈良県地球温暖化防止地域推進計画）」を策定した。この計画の県民目標は、県内のエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を、平成22年度（2010年度）において、平成14年度（2002年度）比で10%削減することとしている。

⑤ 大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

大阪府では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量を削減することにより、平成27年度に二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準をすべての監視測定局において継続的・安定的に達成することを目標とした「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第3次〕」を平成25年6月に策定している。

本計画における目標達成のための対策及び排出量は、表4-1.49に示すとおりである。

表4-1.49 目標達成のための対策及び排出量

<目標達成に向けた主な自動車環境対策>

- 1 自動車の適切な点検・整備の促進等による自動車単体規制の推進
- 2 車種規制の適正かつ確実な実施、流入車規制の推進
- 3 官民協働によるエコカーの導入促進
- 4 エコドライブの取組みの推進
- 5 事業者に対する輸送効率の向上等の取組促進による交通需要の調整・低減
- 6 バイパスの整備、交差点改良、新交通管理システムの推進等の交通流対策
- 7 環境に配慮した自動車利用についての普及啓発・環境教育

<現状年度及び目標年度における総量、自動車からの排出量>

総量の区分		窒素酸化物 排出量（トン）	粒子状物質 排出量（トン）
平成21年度 （現状）	① 対策地域内における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量	39,300	2,510
	② ①のうち自動車からの排出量	18,130	910
平成27年度目 標	③ 平成27年度までに達成すべき総量	38,080	2,460
	④ ③のうち自動車からの排出量	14,420	720

※ 平成32年度までに、窒素酸化物について大気中に排出される総量を34,590トン（うち自動車からの排出量を11,220トン）まで削減すること及び、粒子状物質について大気中に排出される総量を2,220トン（うち自動車からの排出量を670トン）まで削減することとする。

⑥ 大阪府景観計画

平成17年6月の「景観法」の全面施行を受け、大阪府では、広域的な行政主体の立場から、大阪の骨格を形成するような景観を有する区域について、景観行政団体となった市町の区域や市独自の景観条例により届出制度を実施している区域を除き、「大阪府景観計画」を平成20年10月に定めている。

景観計画は、景観計画区域について、建築物等の形態・色彩、敷地内の緑化、屋上設備、屋外設備、ゴミ置場、駐車場や駐輪場など、敷地の外から見える物に対する配慮について定めている。

事業計画地が位置する交野市は、市独自の景観条例により届出制度を実施している。

⑦ 奈良県景観計画

奈良県では、世界に誇る歴史文化遺産や、それらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境を保全するとともに、生活舞台としての良好な都市景観を創出するため、「奈良県景観条例」を制定するとともに、「景観法」に基づく「奈良県景観計画」を策定している。

景観づくりの基本目標としては、1. 「日本のふるさと」としての奈良にふさわしい風格ある景観づくり、2. 「暮らし息づく場」としての景観づくり、3. 交流と活力の源泉としての「もてなし」の景観づくり、4. 「県民主役」、「協働」の景観づくり、としている。

⑧ 生駒市景観計画

生駒市では、平成16年3月に、市の景観特性をまとめた「生駒市都市景観形成ガイドプラン」、地域の特性に応じた景観形成の指針を示した「生駒市景観形成基本計画」、建築物やその敷地、道路、田園などの具体的なデザインについて解説した「生駒市景観デザインマニュアル」を策定し、良好な景観形成に努めてきている。

平成23年4月に策定された「生駒市景観計画」は、「景観法」に基づいて景観形成に関する「規制」について示している。景観計画区域として、生駒市全域が指定され、次の3つの区域に区分されている。事業計画地周辺は、自然景観区域及び田園景観区域となっている。

- ・自然景観区域：市街化調整区域のうち、次の地域に指定されている区域
(金剛生駒紀泉国定公園、県立矢田自然公園、近郊緑地保全区域、景観・環境保全地区、風致地区、保安林)
- ・田園景観区域：市街化調整区域のうち、自然景観区域以外の区域すべて
- ・市街地景観区域：市街化区域のすべて

⑨ 大阪府循環型社会推進計画

大阪府では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「廃棄物の減量と適正な処理」に加え、「循環型社会の構築」として3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関連する事項についても広く捉え、平成24年3月に、「大阪府循環型社会推進計画」を策定している。

本計画の概要は、表4-1.50に示すとおりである。

表4-1.50 ⑨ 大阪府循環型社会推進計画の概要

計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪 21 世紀の新環境総合計画」の分野ごとの実行計画 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 5 条の 5 に基づく都道府県廃棄物処理計画、「大阪府循環型社会形成推進条例」第 6 条に基づく基本方針、「大阪府循環型社会形成推進条例」第 8 条に基づく行動指針を統合 																																														
計画の期間	平成 27 年度を目標年度とする 5 カ年計画																																														
計画の目標	一般廃棄物	排出量（事業系資源化量を含む。）を 305 万トンに削減。 再生利用率を 29%に向上。 ⇒ 最終処分量を 35 万トンに削減																																													
	産業廃棄物	排出量を 1,565 万トンに抑制。 再生利用率を 35%に向上。 単位：万トン <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">一般廃棄物</th> <th colspan="3">産業廃棄物</th> </tr> <tr> <th>H22 実績</th> <th>H27 推計</th> <th>H27 目標</th> <th>H22 実績</th> <th>H27 推計</th> <th>H27 目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排出量</td> <td>370</td> <td>360</td> <td>305</td> <td>1,450</td> <td>1,577</td> <td>1,565</td> </tr> <tr> <td>再生利用量</td> <td>66</td> <td>73</td> <td>87</td> <td>457</td> <td>537</td> <td>551</td> </tr> <tr> <td>再生利用率</td> <td>18%</td> <td>20%</td> <td>29%</td> <td>32%</td> <td>34%</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>最終処分量</td> <td>50</td> <td>47</td> <td>35</td> <td>47</td> <td>55</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table>							一般廃棄物			産業廃棄物			H22 実績	H27 推計	H27 目標	H22 実績	H27 推計	H27 目標	排出量	370	360	305	1,450	1,577	1,565	再生利用量	66	73	87	457	537	551	再生利用率	18%	20%	29%	32%	34%	35%	最終処分量	50	47	35	47	55
	一般廃棄物			産業廃棄物																																											
	H22 実績	H27 推計	H27 目標	H22 実績	H27 推計	H27 目標																																									
排出量	370	360	305	1,450	1,577	1,565																																									
再生利用量	66	73	87	457	537	551																																									
再生利用率	18%	20%	29%	32%	34%	35%																																									
最終処分量	50	47	35	47	55	49																																									
重点施策	(1) リデュースとリユースの推進 <ul style="list-style-type: none"> ごみを出さないライフスタイル・事業活動の促進 建築物、製品等の長期的活用の促進 等 (2) リサイクルの推進 <ul style="list-style-type: none"> 事業者、府民によるリサイクルの取組みの促進 広域的なリサイクルの取組みの推進 ・容器包装リサイクルの推進 家電リサイクルの推進 ・建設廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進 上下水汚泥のリサイクルの促進 し尿処理汚泥の資源化の促進 ・都市鉱山の活用 再生資源業者の活用及び育成 ・再生品の利用促進 等 (3) リサイクルの質の確保と向上 <ul style="list-style-type: none"> 質の高いリサイクルの優先 リサイクルの可視化の促進 (4) 適正処理の推進 <ol style="list-style-type: none"> ①一般廃棄物（ごみ） <ul style="list-style-type: none"> 市町村等のごみ処理施設等の整備の促進 ごみ処理の広域化の推進 等 ②一般廃棄物（し尿） <ul style="list-style-type: none"> し尿及び浄化槽汚泥の適正処理 等 ③産業廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者に対する指導の徹底 ・不適正処理の根絶 健全な産業廃棄物処理業者の育成 等 ④最終処分場の確保 <ul style="list-style-type: none"> フェニックス事業の推進 (5) 配慮事項 <ul style="list-style-type: none"> 低炭素社会への配慮 人口減少・高齢化による排出形態の変化への対応 大阪府の率先行動 																																														

4) 自然環境保全上の規制地域等

交野市、四條畷市及び生駒市と事業計画地における自然環境保全上の規制対象の状況は、表4-1.51に示すとおりである。

表4-1.51 自然関係法令による地域指定等の状況

対 象		指定等の有無 (有：○、無：×)				関係法令
		交野市	四條畷市	生駒市	事業計画地	
自然公園及び緑地	国立公園	×	×	×	×	自然公園法
	国定公園	○	○	○	○	
	自然公園	×	×	○	×	大阪府自然公園条例 奈良県自然公園条例
	近郊緑地保全区域	○	○	○	○	近畿圏の保全区域の整備に関する法律
	保安林	○	○	○	×	森林法
	自然環境保全地域	×	×	×	×	大阪府自然環境保全条例
	緑地環境保全地域	×	×	×	×	
保全里山区域	○	—	—	×	交野市自然環境の保全等に関する条例	
動植物保護	生息地等保護区	×	×	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
	鳥獣保護区	○	○	○	○	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	登録簿に掲げられる湿地の区域	×	×	×	×	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)
土砂災害等	急傾斜地崩壊危険箇所	○	○	○	×	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	地滑り危険箇所	○	○	○	×	
	土石流危険渓流区域	○	○	○	×	
	土砂災害特別警戒区域	○	○	○	×	
	土砂災害警戒区域	○	○	○	○	
河川保全区域	○	○	○	○	河川法	

5) その他の関係法令

① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）

廃棄物処理法は、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

廃棄物処理法において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいい、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の全ての廃棄物をいい、産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他政令で定める廃棄物をいう。また、平成3年の法改正により、爆発性、毒性、感染性等の有害特性を有するため、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物について、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として、特別の規制を行うこととなっている。

② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）

建設リサイクル法では、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であつて、一定規模以上の建設工事（対象建設工事）について、その受注者等に対し、分別解体等及び再資源化等を行うことを義務づけている。

なお、分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象となる建設工事の規模に関する基準については、①建築物の解体工事では床面積80m²以上、②建築物の新築又は増築の工事では床面積500m²以上、③建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が1億円以上、④建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事等では請負代金が500万円以上と定められている。

この他に、建設廃棄物のリサイクルを促進するため、主務大臣が基本方針を定めることが建設リサイクル法に規定されており、基本方針では、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たっての基本理念、関係者の役割、基本的方向などを定めるとともに、特定建設資材廃棄物の平成22年度の再資源化等率を95%とするなどの目標が掲げられている。

③ 大阪府景観条例（平成10年大阪府条例第44号）

大阪府では、「大阪府環境基本条例」の理念にのっとり、景観形成に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に府民の生活及び文化の反映である都市の景観、歴史的景観及び自然景観の創造又は保全を図ることにより、風格ある都市空間及び豊かな生活空間を創造し、もって府民の文化的な生活の確保に資することを目的に、「大阪府景観条例」を制定している。

④ 交野市景観まちづくり条例（平成11年、条例第19号）

交野市では、良好な住環境や都市景観を保全・整備・創出するとともに、市民の自発的なまちづくり活動を促進・支援し、秩序ある土地利用の形成を図り、もって永住地としての魅力あるまちづくりを確保することを目的として、「交野市景観まちづくり条例」を制定している。

以下のいずれかに該当する大規模建築物を建築しようとする事業者は、事前に届け出て、その内容について協議するとともに、景観まちづくりに寄与するよう誘導する基準に適合するよう努めなければならないこととなっている。なお、本事業の熱回収施設等はこの大規模建築物に該当する。

- ・高さ12m以上又は4階以上(地階を除く。)の建築物
- ・建築面積300m²以上の建築物

⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第107号）

地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

⑥ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）

石油危機を契機として昭和54年に制定された法律であり、「内外のエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保」と「工場・事業場、輸送、建築物、機械器具についてのエネルギーの使用の合理化を総合的に進めるための必要な措置を講ずる」ことなどを目的に制定された。

省エネ法が直接規制する事業分野としては、“工場等”（工場又は事務所その他の事業場）、“輸送”、“住宅・建築物”、“機械器具”の4つがあり、それぞれ以下に示す事業者が規制の対象とされる。平成20年の法改正により、事業者全体（本社、工場、支店、営業所、店舗等）の1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が合計して1,500 kL以上であれば、そのエネルギー使用量を事業者単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければならないと定められている。

⑦ 大阪府温暖化の防止等に関する条例（平成17年大阪府条例第100号）

大阪府では、「大阪府環境基本条例」の理念にのっとり、地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止等に関し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的として、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」を制定している。その中で、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制に関する規定並びに建築物の環境配慮に関する規定が表4-1.52～53に示すとおり定められている。

表 4-1.52 事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化に関する規定

項目	内容
温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制義務	全ての事業者は、知事の定める温暖化対策指針（事業者がその事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化を行うために必要な事項についての指針）に基づき、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
対策計画書の作成	特定事業者*は、事業の概要、事業活動に係わる温室効果ガスの排出抑制のための対策及び目標、人工排熱の抑制のための対策並びに電気の需要の平準化等を記載した対策計画書を作成し、知事に届け出なければならない。
実績報告書の作成	特定事業者は、対策計画書に基づき実施した対策の結果を記載した実績報告書を作成し、知事に届けなければならない。

* 特定事業者

- ①府内に設置している事業所における燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量の合計量が、原油換算燃料等使用量で、1,500キロリットル/年以上の事業者
- ②連鎖化事業者のうち、当該連鎖化事業者が府内に設置している事業所及び当該加盟者が府内に設置している当該連鎖化事業に係る事業所における燃料並びに熱及び電気を合算したエネルギー使用量の合計量が、原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル/年以上の事業者
- ③府内に使用の本拠の位置を有する自動車（軽自動車、特殊、自動車及び二輪自動車を除く。）を100台以上（タクシー事業者は250台以上）使用する事業者

表 4-1.53 建築物の環境配慮に関する規定

項目	内容
建築主の環境配慮義務	全ての建築主は、建築物の新增改築の際、知事の定める建築物環境配慮指針（建築主が建築物の環境配慮を適切に実施するための指針）に基づき、建築物の環境配慮のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
建築物環境計画書の作成	特定建築主*は、特定建築物の概要、建築物の環境配慮のために講じようとする措置及びその評価結果等を記載した建築物環境計画書を作成し、知事に届け出なければならない。
工事完了の届出	特定建築主は、工事完了を知事に届け出なければならない。

* 特定建築主：一定規模（延床面積2,000m²）を超える建築物を新增改築する建築主

⑧ 大規模施設の緑化義務

ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりといった課題に対処するため、大阪府では、自然環境保全条例第33条及び34条に基づき、一定規模以上の敷地において建物を建てる時に緑化を義務付け、基準に合う緑化計画書等の届出を義務付けている。

緑化計画書等の届出の対象と緑化の基準

1,000m²以上の敷地において行われる建築物の新築・改築又は増築
但し、増築については、増築後の建築床面積が増築前の1.2倍を超えないものは除く

- (1) 建築物の敷地における植栽の内容や維持管理の方法などを記載した緑化計画書及び緑化完了書の届出を行う必要があります。
- (2) 緑化の基準については、下記のとおり地上部については次の二つの計算式による計算結果（緑化必要面積）、もしくは建築物の床面積の合計のうち、最も小さい面積が基準として採用され、加えて建築物上では利用可能な屋上の20%の面積が基準として採用され、これらの基準を上回る面積を緑化しなければなりません。

地上部の緑化必要面積計算方法

ア (敷地面積－ 建築面積) ×25%

イ [敷地面積－ (敷地面積×建ぺい率×0.8)] ×25%

例1) 敷地面積1,000m²、建ぺい率80%、建築面積600m²、床面積の合計1,200m²の場合

ア (1,000m²－600m²) ×25%＝100m²

イ [1,000m²－ (1,000m²×80%×0.8)] ×25%＝90m²

床面積の合計>ア>イ であることから、イ式で算出した90m²を採用

例2) 敷地面積1,000m²、建ぺい率60%、建築面積600m²、床面積の合計1,200m²の場合

ア (1,000m²－600m²) ×25%＝100m²

イ [1,000m²－ (1,000m²×60%×0.8)] ×25%＝130m²

床面積の合計>イ>ア であることから、ア式で算出した100m²を採用

- (3) 地上部と建築物上でそれぞれ緑化が困難な場合は緑化面積を相互に振り替えることができます。
- (4) 壁面緑化も緑化面積に算入できます。建築物上の緑化面積は、建築物上に設置する太陽光発電パネルの水平投影面積により代替することができます。
- (5) 学校の運動施設、工場における稼動に必要な施設は、敷地面積から控除することができます。
- (6) 増築の場合、敷地全体でなく、増築面積と建ぺい率から対象敷地面積を割り出し、これを基に緑化必要面積を算出します。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{地上部} : [(\text{増築面積} \div \text{建ぺい率}) - \text{増築面積}] \times 25\% \\ \text{建築物上} : \text{増築部分に係る屋上面積} \times 20\% \end{array} \right.$$

※増築面積とは、既存部分を含まない増築部分にかかる建築面積をいいます。